

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	監 査 委 員 会 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
--------	---------	-----	---------

書 記 河 野 和 泉

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

まずもって、傍聴の皆様には、早朝より議場にお出かけいただきまして感謝申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（若井千尋君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

質問事項は、5項目について質問席より行います。

1. 原油価格高騰、物価高騰対策について、2. 新型コロナウイルスワクチン接種について、3. 定員管理、人事管理について、4. 安心・安全なまちづくりについて、5. 公共施設について質問をいたします。

初めに、原油価格高騰、物価高騰対策についてお尋ねします。

市として、その対策と進捗状況について、また今後の新たな取組についてどのように考えておられるのか、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を充てる件もお尋ねします。

9月定例会の補正予算、燃料費高騰により公共施設の電気代、光熱水費、約8,000万円が計上されているところでございます。市民においては、新電力のプランの見直しが行われています。市として、公共施設の電気節約、電気料の経費節減の方策はどのように考えておられるのか、また今後のLED化推進についてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

若園議員の御質問にお答えいたします。

原油価格及び物価は依然として高騰の状況であり、10月以降も食料品を中心としてさらなる値上げが予定されております。厳しい状況が続くものと予想されております。

そのような中、市といたしましては、さきの6月定例議会におきまして、原油価格、物価高騰対策として交付されます国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しま

して、水道料金の免除をはじめとする事業について御審議をいただき、現在それぞれの事業に取り組んでいるところでございます。

御質問の今後の新たな取組につきましては、今定例会に上程しております一般会計補正予算案におきまして、市内事業所活性化補助金として、市内の飲食店においてキャッシュレス決済サービスを利用した際に、金額の30%を消費者に還元する事業に1,830万4,000円を計上し、コロナ禍や物価高騰に苦しむ市内の飲食店の利用を支援いたします。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしますが、現在示されております瑞穂市の交付限度額までの残額が1,616万7,000円となっておりますので、不足分の213万7,000円につきましては、ふるさと応援基金の繰入れを予定して計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国において物価高騰分として1兆円の予算が確保されております。そのうち8,000億円分については、自治体ごとの交付限度額が示されておりますが、残りの2,000億円分については、現在のところ示されておらず、その時期も不透明なものとなっております。

瑞穂市分といたしましては、4,000万円程度の試算をしておりますが、政府においては、さらなる増額も表明されておりますので、今後交付額の通知があった際には速やかに対応し、交付金を効果的に活用できるよう、臨時議会の開催も視野に、現在庁内の関係各課において検討を進めております。

また、燃料費の高騰に伴い、電気料金も急激な値上がりが続いておりますので、今議会におきまして補正予算を計上させていただいております。

市におきましては、5月から10月にかけて、みずほクールビス2022として電力の使用を抑えながら、来庁される市民の方々にも快適に過ごしていただくよう日頃から節電をしており、これから12月から2月まで、みずほウォームビズとして地球温暖化の防止、SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」を達成するために取り組んでおります。

また、平成30年1月からは、高圧電力の供給につきましては、入札を実施して電気料金の削減に努めてまいりました。照明のLED化につきましては、本田小学校をはじめとする一部の施設につきましては完了しております。今年度は、牛牧第2保育所や巢南公民館などを計画しておりますが、完了していない施設につきましては、今後LED化の推進について順次検討を行っていき、引き続き節電対策を実施していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） どうもありがとうございました。

節電対策という言葉が出ましたので、具体的に、答弁された以外で、今後各種項目について

どのように考えておられるのかをお願いします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいま御説明させていただいた節電以外に、実際に実施しておりますのが、昼休みなどにつきましては、各不要な庁舎の電源を切って節電に努めているということもやっております。あと、電灯を間引きしてやっていると、不要なところにはつけないというようなことで、今後も節電を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、市民の皆さんは、原油価格高騰、物価高騰により日常生活が非常に困っているところでございます。市民が安心・安全で暮らせるよう行政運営をお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

キャッシュレス消費者還元事業についてお尋ねします。

市として、キャッシュレス消費者還元事業を推進されるようですが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店の景気回復の起爆剤、キャッシュレス消費者還元について、目的、背景、事業プランと還元事業について説明願います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

若園議員の御質問に御回答させていただきます。

キャッシュレス消費者還元事業につきましては、新型コロナウイルスの感染を経験するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としております。これは、瑞穂市商工業振興事業補助金交付要綱に基づきまして、瑞穂市商工会へ補助金として支出させていただき、事業推進をお願いしているものでございます。

背景といたしましては、新型コロナウイルス感染症により食品材料費が高騰しております。影響を受けている飲食店へ多くの方が訪れていただき、売上回復の起爆剤としてキャッシュレス消費者還元事業を行うものでございます。また、感染回避のため、直接現金に触れることなく決済できるキャッシュレス時代への移行準備を事業者と共に市民へも促していくということも狙いとしてございます。

あわせて、スマートフォンに不慣れな高齢者の方々、操作講座を開催させていただいて、みずほ市民メールとかLINE、市民メールも最近LINEにもなっております。PR講座を開きまして、今後の防災情報の入手ができるようにつないでいきたいと考えているところです。さらに、商工会へ加入していただける事業者の増加も期待しているところがあります。

事業の内容でございますが、商工会さんと協議をさせていただきまして、キャンペーンの趣

旨に賛同された瑞穂市内の飲食店の方々が対象事業者になりますけれども、30%還元の、1回当たり1,000ポイント、1,000円に値しますが、これが付与上限でございます。合計、一月の付与限度額が1万ポイント、1万円分となっているものです。キャンペーンの実施期間は、令和4年12月1日からその月、12月28日までを予定しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、新型コロナウイルス感染症を経験するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とするキャッシュレス消費者還元事業が推進されることを願っています。

次の質問に移らせていただきます。

市における新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねします。

4回までの接種状況はどのようになっていますか、また市におけるワクチン接種について、進捗状況をお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

若園議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、4回目までの接種状況でございます。

初回接種の1回目、2回目の接種状況でございますが、8月末時点で12から17歳が78.5%、18から64歳が84.2%、65歳以上が94%となっております。今後、接種を希望される方への対応については、1、2回目接種に関しては、従来株のワクチンにて対応をいたしまして、市内医療機関において引き続き接種できる体制を確保しております。

次に、3回目の接種状況については、12歳から17歳が37.9%、18歳から64歳が62.0%、65歳以上が91%となっております。

次に、4回目の追加接種でございますが、接種対象は60歳以上の方、18歳から59歳で基礎疾患などのある方、医療従事者などの方となっております。7月4日から接種を進めております。接種率につきましては、8月末におきまして76%でございます。1回目から4回目までの接種については、継続的に接種体制を確保しておりまして、問合せなどにも対応するため、コールセンターも引き続き設置をいたしまして対応をしております。

なお、ニュースなどでも報道されておりますが、今後のオミクロン株に対応したワクチン接種についてでございます。今後、国から供給されるワクチンは、従来型ワクチンからオミクロン株BA.1型株と従来株に対応した2価ワクチンへ切り替わります。9月の半ば過ぎから順次ワクチンが配給されます。オミクロン株対応ワクチンの接種順位でございますが、1番目に

4回目接種が終了していない60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患をお持ちの方、医療従事者などの方から接種をしております。2番目に4回目接種が終了していない一般の方、3番目に3回目接種が終了してみえない方、最後に既に従来型ワクチンで4回目の接種を終了した方の5回目の接種となります。

この接種順位を基本といたしまして、国や県の示す前倒し接種などの接種方針に対応しながら、配給されるワクチンの範囲内で接種対象を順次拡大をしております。接種対象となる方へは、速やかに接種ができるよう適宜接種券をお送りいたします。また、接種するワクチンがオミクロン株対応のワクチンに変更となることから、ワクチン変更の案内などを同封いたしまして、接種される方へ周知をし、接種に不安を抱くことのないよう努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、新型コロナウイルスワクチン接種の推進状況、佐藤健康福祉部長、本当に丁寧に御説明いただきまして本当によく分かりました。新型コロナウイルスワクチン接種が推進されまして、少しでも新型コロナウイルスの感染者が少なくなることを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

定員管理、人事管理についてお尋ねします。

瑞穂市においては、公共下水道事業、駅前開発、犀川グリーンインフラ事業が計画されています。今後は、計画段階から実行、実施段階に入っていくことと思いますが、職員の新規採用、再任用などの定員管理、来年度の人事配置や予算編成についてどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市定員管理計画の令和5年4月1日における一般行政職の職員数は238人であり、令和4年4月1日現在の職員数は231人となっております。この差に今年度の退職者の数を加えた数が新規に採用できる職員数となります。本年度も新規採用職員の試験、面接を行い、内定を出すところでございます。また、今年度定年を迎える職員等を対象に説明会を行い、現在再任用の意思の有無について調査をしております。

近年、市役所における業務は多様化、複雑化しており、社会を取り巻く環境は大きく変化し続けております。少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、国・県からの権限移譲など地方分権の推進、大規模な自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まり、ポ

ストコロナ時代を見据えた政策、持続可能な開発目標SDGsの推進、行政のデジタルトランスフォーメーションの実現に向けた対応、新庁舎建設など、市における行政課題は増加しております。また、議員御指摘の当市の大規模事業である公共下水道事業については、実施段階が見えてきております。駅前開発事業は、今後の計画が見えてきた状況であり、犀川グリーンインフラ事業は計画の検討段階というふうになっております。

現状において、一般行政職は定員管理計画の最大値になっていますが、どの部署においてもぎりぎりの人数で日々の業務を遂行している状況でございます。先ほども申し上げましたが、多様化、複雑化する行政需要に対応しつつ、各種業務を迅速かつ着実に遂行していくためには、今後は市が目指す重点分野を明確にして、その実施時期や業務内容を見極めながら、メリ張りのある人員配置を行っていかねばならないと考えております。

その上で、定員管理計画に位置づけられている具体的な推進方法として、事務事業の見直し、公共施設マネジメントの推進、組織・機構の見直しによる業務効率化の推進、民間活力の活用、任期に定めのある職員の活用、会計年度任用職員の活用、計画的な採用、人事育成、人事評価、職員の健康管理と働き方改革、障害者の雇用と活躍推進について実践をまいります。

このような限られた人員で最大の効果を発揮する取組を随時行い、予算編成において、市民ニーズを的確に捉え、昨今の原油価格、物価高騰といった社会情勢の変化に対応した事業の必要性、優先順位を強く意識し、限られた予算の中で実施すべき事業を精査し、効率的で効果的な市政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 定員管理、人事管理について答弁ありがとうございました。

市長にちょっと確認したいんですけども、今年定員管理、人事管理について、来年度の予算、骨格予算と言われておりますけれども、私が昨年6月に定員管理について質問したところによると、令和3年3月に策定した瑞穂市定員管理計画が今生きております。そのときの総務部長の答弁で、5年間に15人を増員するというような答弁をいただいております。さっきの大きな瑞穂市の事業があります。具体的に、市長、今後どうしていくか、分かる範囲内の数字、答弁をお願いします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若園議員から職員の人事管理、定員管理についての御質問をいただいております。

御質問でも今おっしゃられましたが、市の計画に基づいて現在進めております。中でも、瑞穂市においては土木職を増員していきたいというような方針の下に進めておりますが、その土

木職がなかなか募集に来ていただけないような状況もありますので、さらに募集をしていきたいということ、この10月に向けても、2次募集のことも考えていきたいということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 定員管理、人事管理についてのまとめですけれども、各事業が計画どおり進められるよう、適正な定員管理、人事管理をお願いするところでございます。職員の方々とおしゃべりしておると、非常に頑張っている仕事をしておられるけれども、所管の人員が本当に少ないもので、やっぱり適正な配置ですけれども、さらなる配置をお願いしたいというような声を聞いています。多分、人事管理の総務部長、あるいは副市長、市長も全部分かってみえると思うんですが、やっぱり職員の声を聞いて、明るい職場づくりに努めていただきたいと思っております。定員管理をしっかりとお願いするところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

特殊詐欺対策についてお尋ねします。

令和4年8月9日、岐阜新聞にて県警刑事部より、今年上半期の、6月から7月の犯罪情勢について報告がありました。詐欺などの知能犯は76件増、371、前年度対比25.7%、被害が相次ぐ偽電話詐欺は91件、前年度対比28.3%の減、被害総額は1億4,850万、前年度対比5.6%と報告されております。

特殊詐欺対策で特殊詐欺対策用電話として、この電話は録音されていますというスピーチが流れる機器がございまして。これは、瑞穂市は令和3年4月から設置補助として5,000円を行っているところでございまして。多くの65歳以上の方が被害に遭っていると思われまして。瑞穂市として、今後特殊詐欺対策の取組について、ほかにどのようなことを考えておられるのか答弁をお願いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 若園議員の御質問についてお答えさせていただきます。

特殊詐欺につきましては、新聞報道などで毎日のように、特に高齢者の方の詐欺被害が伝えられ、中には多額の被害も確認されております。市といたしましても、その防止について取り組んでいかなければならないと認識をしております。

さて、特殊詐欺は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺など10類型にも分類されており、その詐欺のほとんどに偽電話詐欺と言われるように、電話が利用をされております。市といたしましては、特殊詐欺防止対策として、令和3年度より特殊詐欺被害防止対策機器の購入や設置に対し補助を行いまして、詐欺防止対策を図っております。補助の内容でございまして、電話の相手方に警告音を発し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能があ

り、その他着信拒否機能などを備えた機器を購入、設置した場合に、日中に65歳以上の高齢者のみとなる世帯に対しまして補助を行うものでございます。昨年度は、21世帯に対し、今年度は4世帯に対し補助を行いました。

なお、この補助事業は、令和4年度までの有期の補助事業となっておりますので、必要な世帯に対し、さらなる制度の周知を図っていきたいと思っております。

次に、今後の防止対策についてでございますが、新聞報道などを見ておりますと、身近に相談する相手がない高齢の方が多く被害に遭われております。まさか自分がという思いから、疑うことなく偽電話を信じてしまい、被害に遭っている場合が多いのではないかと思っております。電話を取った瞬間に、この電話は詐欺かもしれないと気づいてもらうことが重要であることから、現在、手形のポップという注意喚起のシールを作成しております。これは電話に貼ることができ、受話器を取ると、手形のポップが跳ね上がり、詐欺の電話かもしれないと注意喚起をするというものでございます。作成後、10月より公共施設の各窓口で配布を予定しております。また、民生委員さんのお力をお借りし、65歳以上の方の見守り訪問時などに配付をいたしまして注意喚起するなど、今後も被害防止に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 私もガラケーを持っておるんですけども、アマゾンから今日契約しないと契約解除するという非常に脅迫みたいなメールが来たりして、いつもおどおどして生活しています。

質問のまとめとして、毎日振り込め詐欺の被害が報告されていますので、市は北方警察署との連携をより一層強化し、市民の方々が被害にならないよう努めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

南ふれあい広場東側と南側のフェンス設置についてお尋ねします。

最近、市民の方々から、フェンス設置の要望を聞いています。私も6年か7年前に、高田教育次長のときにこの内容をいろいろと調査しながら、いろいろと執行部の回答をいただいております。令和4年5月付で古橋南地区から、地域における交通事故リスク低減に向けての要望書が教育委員会に提出され、幼児、児童のボール遊びで道路まで出てしまったとき、追いかけて飛び出すことも考えられ、大変危険である。早期に対応していただきたいとの内容でした。今後、市の対応として、南ふれあい広場東側と南側のフェンスの設置をされるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

若園議員の質問にお答えいたします。

南ふれあい広場の東側と南側へのフェンスの設置については、交通事故のリスクが高いと思われる箇所であることへの対応として5月に要望書を頂いております。その理由は、議員がおっしゃられたとおり、幼児、児童がボール遊びでボールが道路へ出てしまった際に、追いかけて道路へ飛び出すことが危険だということです。

南ふれあい広場は、南北と東側が道路に面しており、それぞれに出入口がありますが、一番広い東側の入り口がこの要望に該当する場所ではないかと考えております。南ふれあい広場の駐車スペースは、北側に5台程度しか確保されておりませんので、利用者の多くはこの東側入り口を利用していると推察しております。また、この東側入り口には、休憩スペースであるあずまやが設置されていますので、フェンス、あるいはネットで仕切ることで利用への影響がないか懸念するところでもあります。

そこで、まずは飛び出しへの対応を取らせていただき、フェンスの設置につきましては、慎重に検討をさせていただきたいと考えますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今の説明ですと、南小学校があり南ふれあい広場ということで、平面で子供にボール遊びをするなど言ってもする状況だと思います。確かに注意喚起は大事ですけども、後に大月北のサンコーパレットパークで言いますけれども、今からこちらから注意喚起で執行部に答弁を求めておるんですので、後に事が起きてはいかんということを含めて、やっぱり飛び出して事故が起きた、それじゃあこれからフェンスやじゃなくて、事前に事前にやっぱり対応をお願いしたいことを執行部の方にも言うておきます。

しっかり行政運営をしてみえますけれども、先ほど言いましたように、5月に地元の自治会長の皆さんの総意でやってほしいという要望が出ていますので、いろいろと全体的な予算計上をされておりますけれども、工事の差金が出て、全部やれとは言わんけれども、3年置きに10メートル、10メートル、10メートルという計画的な行政運営をお願いするところがございます。後に看板だけをつけて、子供が飛び出して、サンコーパレットパークの車の蛇行の話じゃないですけども、行政運営をする中で、小さいお子さんを守るような対策をお願いするところがございます。よろしく申し上げます。

質問のまとめとして、南ふれあい広場東側と南側のフェンス設置においては、南地区の皆さんの総意でございます。ぜひとも早く整備されることを望んでおります。

質問の7ですけども、サンコーパレットパークの維持管理についてお尋ねします。

施設内の草刈りなどを含む管理体制を今後どのように進めていくのか。当初予算と6月の補

正予算にサンコーパレットパークを中心とした計画で委託費が計上されていると思いますが、現時点でどのような計画になっているか。また、サンコーパレットパークを中心とした活用を今後どのように考えておられるかということですが、皆さんも御存じのとおり、8月12日の岐阜新聞に、サンコーパレットパークの広場の芝生に車の蛇行というかタイヤ跡、これは私も12日月曜日8時15分頃、地元の人から電話があって現場へ行きましたが、そのとき執行部の方が3名か4名見えました。私たちが大事な芝を植えたのを4分の1ほど傷めてしまったということが現状で起きております。このことについては、私が令和3年9月定例会で一般質問を行いました。施設管理体制についてお尋ねしますと、緊急連絡先や防犯カメラの設置をお願いしたところですが、そういうことを事前にやっておけば、やっぱりこれも抑止力でできたと思うんですね。私たち議員は、やっぱり市民の声をここへお願いしているのです、執行部は議員、市民の声をとにかく聞く力を今以上に持ってほしいところがございます。

質問の答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） それでは、若園議員の御質問にお答えいたします。

事前にいただいているところでまず答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

施設の維持管理につきましては、当初予算でトイレ清掃、植栽管理、遊具の保守で137万5,000円を計上させていただきました。そして、植栽管理の金額が不足するため、6月補正予算で561万円の増額をお願いしたところです。現在の管理委託内容は、トイレ清掃が1週間に2回実施しております。また、今年度は、巢南公民館の窓口業務の委託の中で、駐車場の施錠、解錠を行っております。そして、6月議会で補正予算の議決をいただきましたので、去る8月9日に除草、芝刈り、剪定、散水、除草剤散布などの委託契約を締結し、早速除草作業、芝刈りを行ったところがございます。今年度につきましては、この契約で植栽管理を行ってまいります。今後の維持管理につきましては、現在着手しております民活導入可能性調査委託業務の中で検討をしております。

そして、サンコーパレットパークを中心とした活用につきましても、現在着手しております中山道まちづくり基本的構想策定委託業務の中で、既存資源を整備し、基本理念や基本コンセプト案の立案や今後の課題などの整理を行い検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） サンコーパレットパークの現状については、執行部、関係市民、そして議員の皆さんもよく知って見えると思うんですが、非常に雑草ですね、このくらい、本当に

1メートル20ぐらい伸びて、もう市外の皆さんから本当に苦情の電話がかかり、また地元の皆さんが、教育委員会の佐藤事務局長、あるいは関係課長のほうに電話が入っておると思うんですが、遅いことは、そんなこと御無礼になるんですけど、誰もできるので、てきぱきとやっぱり決断してやってもらう、指示をしてもらわないと困ります。6億4,000万ですか、非常に大きな金をかけて、瑞穂市の宝のサンコーパレットパークですので、誰が見てもやっぱり整理整頓できるような形でお願いしたいところでございます。

最後に市長にお尋ねしますが、昨年4月にサンコーパレットパークが一応開園したんですけども、6月から一応芝生のほうが使えるようになったんですが、今の現状管理、いろいろ苦情を受けるんやなくて、こういう前向きな使い方をしてほしいというようなことで、やっぱり総合的に市長、しっかり行政運営する中で、瑞穂市の宝であるサンコーパレットパークをいろいろと維持管理をお願いするところでございます。細かい話じゃないですけども、自動販売機も確かにある事業者がつけたんですが、一般の自動販売機より、こんな細かいことを言っただけなんですけれども、ちょっと高いです。もっと市民に使いやすい、市民の自動販売機の値段でやってもらえるようお願いいたします。総合的なことを含めまして、サンコーパレットパークの維持管理等について答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） サンコーパレットパークは、この4月に供用開始いたしまして、多くの方が今来ていただいておりますけど、当初予算に、先ほど申し上げましたように、事務局長が予定しておりました委託契約については実行してまいったわけですけども、草の管理につきましては、この気候変動といいますか、大変今年は草の生え方が非常に多くて、一般のところでも、堤防なんかの管理でもそうですけれども、大変苦慮しておるところでございます。1年目からあれだけの草が生えてくるとは想定をしていなかったところでございます。それ以後、6月に補正予算を組ませていただいて、維持管理のほうの発注を早々に行って、今はきれいに植栽の中もなっておりますし、芝生のほうも本当にきれいな状態で、他市から見えるお客さんに対してもお迎えできるような状態になっております。

今後につきましても、そういった今年の教訓を踏まえて、どういったものがあそこに必要なのかということも見据えながら、いろんな設備のほうも整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 副市長の答弁ありがとうございました。

実際に、細かい話ですけど、大月多目的広場の北側の開園の時刻看板ですけども、看板が砂のおもりでつけてあるんですけども、飛んで倒れておるといようなことは困りますので、

しっかりやっぱり大きい金を使うというか、支柱をやって看板を作るというふうに、ちょこちょこやらない、大きくとにかく全体的に見てもらって、しっかり行政運営をお願いするところでございます。

質問のまとめとして、サンコーパレットパークが整備されました。先ほど言いましたが、今年の令和4年4月から開園しておるということでございます。昨年度じゃなくて今年ということでございます。市民に親しまれ、今後の維持管理が適正に行われることを望んでいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

公共施設広告事業についてお尋ねします。

昨年、中山道大月多目的広場にサンコーパレットパークの愛称をネーミングライツにて決定されました。現在は総合センターも行ってありますが、現状をお尋ねします。また、今後、その他の施設について同様の計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 総合センターのネーミングライツ事業につきましては、8月1日から31日までネーミングライツパートナーの募集を行ったところです。結果、2社の申込みがございました。9月5日に第3回目のネーミングライツ審査委員会を開催いたしまして、現在審査を行っているところでございます。今回は、9月20日に第4回のネーミングライツ審査委員会を開催いたしまして、ネーミングライツパートナーを決定いたします。ここで事業者が決まるということです。ネーミングライツパートナー決定後、10月に契約調印式を開催いたしまして、翌日から公表する流れとなっております。契約事業者は、施設看板等の改修工事を行いまして、令和5年4月1日から愛称の使用開始となります。

その他の公共施設への導入計画の御質問でございますが、ネーミングライツを実施する対象施設は、中山道大月多目的広場や総合センターのような集客性の高い公共施設が適していると考えております。現段階での他の施設での予定はありませんが、こういう手法ではなく、別の手法とか状況の変化に応じまして、将来的に可能な場合がありますら、それも今後考えていきたいということを今思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、市にとって有益となる公共施設の広告事業が今後も推進されることを望んでいます。

質問の最後になりますが、新庁舎建設事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

第1回の新庁舎建設委員会が開催されたと聞いております。どういった内容か、また新庁舎

建設については、脱炭素社会を見据えた取組が必要と考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、若園議員の御質問にお答えします。

新庁舎建設検討委員会につきましては、第1回目の委員会が去る7月21日に開催されました。会長には岐阜工業高等専門学校の建築学科、清水隆宏准教授が、副会長には朝日大学法学部、鏡圭佑講師が選出されました。市長より瑞穂市新庁舎建設基本計画の策定について諮問され、第1回目の議事として、新庁舎建設に向けての現状と今後の予定について事務局より説明をさせていただきました。

議題1として、瑞穂市の概要について。こちらですが、平成15年に合併し、人口は右肩上がりに増加し続けていますが、2030年をピークに減少に転じるという推計があり、また水害については、約1,000年確率の洪水浸水想定区域では、ほぼ全域が浸水するという状況であるという御説明をさせていただきました。

議題2の社会的背景としては、全国的な課題である人口減少への対応として、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方や公共施設の総量の適正化や関係人口の創出、拡大などが重要となってきますと御説明をさせていただきました。

議題3のこれまでの検討内容として、平成29年度の瑞穂市庁舎将来構想について、4つの課題として、現在の2庁舎体制が部署によって建物が分かれていることによる窓口の所在が分かりにくく利便性に欠けるということや、老朽化に伴う修繕費用の増大、窓口スペース、執務スペースの狭隘、バリアフリーなどへの対応が十分でないことを上げ、1庁舎体制とすることを掲げています。

また、平成30年度の瑞穂市新庁舎建設基本構想では、基本理念を市民の安心を支え、夢あふれ、未来につながる庁舎とし、4つの基本方針として、1つ、災害に強く、市民の暮らしを守る庁舎、2つ、機能的でみんなが利用しやすい庁舎、3つ、市民に親しまれ、多様な交流を創出する庁舎、4つ、環境にやさしく、財政に配慮した庁舎を掲げていますと御説明をさせていただきました。

議題4の新庁舎に求められている役割については、社会的背景や個別計画を踏まえ、新庁舎においては、将来のまちづくりにつながる新庁舎機能や新たな付加価値の創出といった役割を持たせたいと御説明をさせていただきました。

また、今後の審議に向けた意見交換の中では、穂積駅周辺のまちづくりの状況と新庁舎の関連についてや新庁舎へ求められる役割として、市のシンボルとなり、市民が集い、交流し合えるような機能、ITやスマート機能といったデジタル化への対応、災害に強い、環境への配慮をした新庁舎といった意見がありました。

今後は、委員会の開催後には、審議内容につきましてホームページに掲載し、総務委員会にて随時御報告をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 脱炭素社会に向けた取組は、御存じのとおり、日本だけのものではなく、世界的にも重要な課題の一つとなっております。我が国でも、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルに向けた取組の中で、ビルのZEB化を推進しております。ZEBというのは、Net Zero Energy Builの略で、省エネ化や太陽光発電設備を備えることにより、エネルギーの収支をゼロにするということであります。これから新築されるビルは、環境に配慮すべく、ZEB、もしくはZEBに近い設計が必要となり、当然新庁舎建設にもZEBを盛り込んだ設計をする必要があると考えております。

新庁舎以外でも、公共施設の照明のLED化や高効率空調機器、電気自動車導入等、脱炭素社会に向けた取組を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長に新庁舎についてお尋ねします。

今回の第1回の新庁舎建設委員会の資料のまとめの23ページに、新庁舎の今後の予定について、今年度のスケジュール、第1回目は令和4年7月21日に行われました。第2回目は令和4年10月頃で、具体的な新庁舎建設位置の検討と入っております。庁舎建設第1回目のこの資料はこのように書いてございますが、このスケジュールについて答弁を求めます。お願いします。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若園議員から、公共施設について、その中でも新庁舎についての御質問をいただいております。

今年の7月21日に第1回目の瑞穂市新庁舎建設検討委員会の開催がなされ、私もその会に参加をさせていただき、私とその委員会の中でお話をしたことは、瑞穂市の人口減少対策として、地方創生の3つの拠点づくりを進めていること、そして新庁舎については、瑞穂市を取り巻く今の状況、どの市町も建設、あるいは県庁にあっても建設中で、年内には完成するといった状況であることから、瑞穂市では、庁舎がこの辺り、県内でも最後発になるというようなことを憂いたり遅れたというような感じで受け止めるのではなく、それをかえってメリットとしていただき、この新庁舎が瑞穂市の公共施設を集約することや市民の方々が気軽に集まることができる、そしてスポーツなど、さらには近年増えている激甚災害でも避難場所となるような、いろんな視点からの検討をお願いするというようなことをお願いさせていただき、そして10月の後半か、そして11月に第2回目の検討会が行われる、そんなスケジュールで現在進めておりま

すので、よろしくお願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 先ほども言いましたが、この第1回の検討委員会の23ページの10月から11月に具体的な新庁舎位置の検討に入っていくんですが、具体的な項目について再度確認したいと思います。お願いします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今、具体的なスケジュールということで御質問がございましたが、現時点では、具体的にというところについては、まだ資料の作成中ということで、特に決定している部分もございませんので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 質問のまとめとして、新庁舎建設については、令和14年に新庁舎が完成します。市民が使いやすい新庁舎建設を願っているところでございます。なるべく経費のかからない新庁舎建設を願っているところでございます。

以上で一般質問を終わります。今回の質問は、5項目を質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（若井千尋君） 16番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時54分

再開 午前10時11分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

今回、私の質問は4つあります。1つは夏休み中の放課後児童クラブの昼食について、そして2つ目に国民健康保険税均等割の半額減免を18歳までに広げるということで、そして3つ目には第7波以降、少し下火になりましたけれども、その次へ向けての対策の在り方について、そして4つ目には安倍元首相の国葬並びに旧統一教会の問題について、以上の4点について質問をさせていただきます。

さて、今月9日に公表されました厚生労働省の2021年国民生活基礎調査というものがありまして、その中で、児童のいる世帯における母の仕事の状況、こういったものが調査されております。これによりますと、18歳未満の子を持つ母親が仕事をしている割合が毎年増えているということで、昨年、2021年では、児童を持つ世帯の4分の3を超える76.9%の世帯が母親も仕事をしている、その割合が大きく増えているという話であります。そして、その中で、特に正規の職員の割合、こういった方が大きく増えてきておりまして、全体では29.6%に達したということも報告されます。

あわせて、特に年代別に見ますと、正規の従業員の方の割合、一番下の子がゼロ歳という年代層、実はここが一番正規の職員の方が多いといったことが明らかにされております。これは、この間の子育て世帯への支援策の充実、あるいは子供を持っていても働きやすい環境づくり、そういったものが整備されてきた、そういったことの成果がうかがえると思います。

そういったことからしますと、児童の数、子供の数は少しずつ現実には減っている。この瑞穂市においては、小・中でいけば増えているというよりは横ばい状態に今来ているのでないか、そんなふうに思っておりますけれども、かといって、先ほども言いましたように、共働き世帯が増えている、あるいは独り親家庭も増えている。そういう中で、保育所、あるいは放課後児童クラブへの要望というものは減るのではなく、今後も引き続き多くの要望が出てきていると、そのように感じております。

そこで、まずお尋ねしたいと思います。放課後児童クラブ、今年ももちろん行われておりますけれども、今年の場合、夏休み前、そして夏休み中、放課後児童クラブの利用状況はどんなふうであったか、まずはその報告をしていただきたいと思います。

以下の質問につきましては、質問席のほうからさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 関谷議員の御質問にお答えします。

放課後児童クラブは、毎年夏休みには多くの児童の利用があります。今年度の状況につきましては、夏休み前の7月の平日利用の児童数は、市内の公立クラブ全体で519人でした。そのうちの474人と夏休みだけの長期休暇の利用の児童が166名で、合計640名の利用がありました。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 放課後児童クラブの夏休みについて様々な意見があるところだと思っておりますけれども、夏休み中も規則正しい生活が送れる、そういった意味で、また宿題なんかも時間も設けてありますので、そこで早く済ませることができると、そういった声も聞きます。逆に、

拘束されてしまうという逆の意見も様々あると思いますけれども、しかし、その中で今人数の報告がありまして、640名ほどの方が夏休み中、放課後児童クラブを利用されたというお話がありました。

今年の第6回教育委員会定例会の議事録を見させていただきますと、この状況についていろいろ課長のほうから報告がされているということでもあります。これをちょっと読ませていただきますと、1次締切り後、そのときには700人を超える申込みがあった。つまり640名ではなく、実際にはもっと多くの希望があったということでもあります。それで、これはどうするかということではいろいろと工夫というか対応をせざるを得ないということではいろいろありました。1つには、通常利用してみえる、平日は利用している、そういった方についても、申し訳ないけどといって、どういう話が行ったか分かりませんが、もし夏休みは何とか家のほうでできますよという方があれば手を挙げてほしいということで募ったところ、45人ほどの人が協力をした、そのようなことも書いてあります。

それから、サポーターとか、いろいろな人の手配もなかなか大変であったみたいで、最終的には派遣の方を入れてやったということで、何とか受入れ体制を整えることができた。そのような実態があったという話を書いてあります。しかし、希望した人がある意味では断ってしまった、そういった結果にもなります。そういった意味では、今後も夏休み中の体制強化、そこら辺については大きな課題がまだまだ残っているのではないかと、そのように考えるところでもあります。

さて、そういう中で、夏休みの放課後児童クラブ、午前8時半から6時までということになっております。私も一度本田のほうのクラブにお邪魔させていただいて、ちらっとだけですけども、様子を見せていただきました。午前中に行ったもので、勉強している、ある子は別の子が教えたりとか、そんなような光景も見られたところでもあります。そういう中で、当然丸一日ですので、お昼御飯をどうするか、これがある意味では大きな問題になってまいります。

そこでお尋ねしたいと思います。現在、夏休み中の放課後児童クラブの子供たちの昼食はどのようにされているのか。これは、ひょっとして各クラブのほうで違いがあるかもしれませんが、大ざっぱなところで結構ですので教えていただきたい。また、どうしても恐らくお弁当を持ち込むという形になっていると思いますけれども、そこら辺での食中毒に関する安全管理をどのようにされているのか、そういった点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 夏休み中の児童の昼食については、児童それぞれがお弁当を持参しています。家庭で保冷剤を入れる等、安全管理に努めていただいた上で、クラブでは、エアコンの効いたなるべく涼しい場所で保管をしております。また、各クラブのイベントやおやつについては、保護者会へ委託しておりますので、クラブによっては、保護者会の判断

で、イベント時等にデリバリーのお弁当を配達してもらうこともあるようです。

以上で答弁とさせていただきます。

[5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 私も知っている方にお話を聞きますと、週に1回だけそういったデリバリーを頼んでやっていて、ほかのときはお弁当を持っていくというような取組もされているように聞いております。

共働き世帯、あるいは独り親家庭というところでは、特に朝の時間というのは忙しいときであります。それが夏休みになると、お弁当も作らなければならない。そういった意味では非常に慌ただしい朝になってしまっているのが現状ではないかと思えます。それも、月に1回、2回ということであれば、それが逆の楽しみになるかもしれませんが、毎日となると、その負担も大きいということが言えるのではないかと考えております。

そこで、一つの提案ということなんですけれども、現在この瑞穂市では、前回の一般質問でも行いましたけれども、小・中学校の児童・生徒、そして幼稚園、保育所の3歳以上の子供たちの給食は、給食センターで調理を行って各学校に配ってみえるということでありまして、そして、夏休みになりますと、当然小・中学校、幼稚園はお休みということになりますので、けれども保育所は行ってみえるということでありまして。

そのために、この給食センターでは、保育所の子供たちのための調理をして、各保育所に配っているというように聞いております。そうしますと、実際に給食センターを一定稼働させているということになりますので、放課後児童クラブの子供の昼食についても、併せて給食センターで調理することは可能ではないかと思えますけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 瑞穂市給食センターは、学校給食法第6条の規定に基づき設置された学校給食を実施するための施設となりますので、放課後児童クラブの給食を作ることが可能かどうかは検討しなければならないと考えます。

それから、先ほど合計640名の利用がありましたとお答えさせていただきましたが、夏休み中は家庭の事情によりクラブを毎日使う児童ばかりではありませんので、日ごとに児童の数が大きく変動しております。給食の必要量も日によって異なりますので、細かな調整をしないとたくさんの廃棄が生じる可能性があります。適正な量を調理して、各クラブに毎日搬入するのは大変難しいことではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の事務局長のお答えは、まず法令上これがうまくいけるのかどうか、そういったことを考えなければならない、これが1点。そして、夏休みの場合には、家庭の都合もありますので、毎日出るかどうかというのは定かでないので、そこら辺の変動がある、そういったリスクがあるということで、要は難しいのではないかというお話かなと思いますけれども、そういったことも含めて、もしこの給食センターで放課後児童クラブの子供たちに給食を提供しようとするれば、そのほかにどんなような検討課題というのがあるのか、一度教えていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 課題は多々あるかと思いますが、思いつくところという形でいいますと、もし提供しようとするれば、まず献立についてです。保育園児と小学生では必要なカロリーも違うため、同じ献立ではなく新たに献立の作成が必要ではないか。それに伴い、仕入れ、調理についても同じことが言えるのではないかと思います。また、食物アレルギーの対応をどうするのかということがあると思います。

それから、次に運搬、搬入についてです。クラブの場所や施設の条件によって、新たな運搬ルート、コンテナの搬入場所の確保などが必要ではないかということ。それから、給食費についてです。給食費が必要となると思われませんが、金額、徴収方法をどうするのか。それから提供日数についてです。給食センターは、夏休みの期間に施設の点検、メンテナンスを実施しますので、毎日の提供は難しいと思われませんが、何日提供するのか。

それから、最後になりますけれども、受入体制です。クラブ側で配膳、あるいは返却という事務が増えると思われませんが、対応は可能なのか、また給食に異物混入など異常がないことを確認する検食が行えるのかなどが考えられると思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今様々な問題点、運搬の方法の問題、それから受入体制の問題、それから安全確保の問題、そしてメニューの問題等あります。このメニューの問題、あるいは仕入れの問題とかアレルギーの問題については、現状の中でも当然問題になるべきことであると思います。今、恐らく小・中学生のメニューに合わせて、それをアレンジする形で、保育園、幼稚園の子供たちの食事はそれに付随させるみたいな取組に実際なっているとは思いますが、ここら辺は工夫によってはいろいろ可能な、絶対不可能という話でもないとは思いますが。

そういう中で、現在、保育所の夏休み中、8月については、資料によりますと16日間、年によって違うと思いますが、提供したという数字も出ております。そこら辺を一つの基準

にしがてらになると思いますけれども、もしするとすればそうなると思いますけれども、現在、保育所と先生方の給食については、1,200食ぐらい作ってみえると思います。放課後児童クラブ、こちら辺はもしやるとしたら希望制にするのか、一律にするとか、そういう問題もあると思いますので、そこら辺を含めても、およそ2,000食前後のことになってくるのではないかと。そして、先ほども様々な課題について言われましたけれども、決して実現できない話でもないと思います。

そして、クラブに預けている親御さんと話した際にも、先ほどの話、ちょっとしましたけれども、ぜひ実現をしてほしいという希望も現実には多く出ていると思います。その一つの現れが週に1回デリバリーを注文する。そういったことも出てくると思います。こういった問題について、保護者会も含めて、きちんと一度議論をしていただいて、放課後児童クラブの給食実施についていろんな角度から検討されてもよいと思います。

資料的には少し古いかもしれませんが、そういったことで、ぜひそういったことも含めて、保護者の方にもそういったことを一回一緒になって考えてみたらどうかという提起があっても、保護者の方から声を上げるというのはなかなか難しい部分もありますので、そういったところで再度御検討願えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 受入れについては、施設側のこともありますし、今言われたように、放課後児童クラブは各クラブ保護者会をつくってやっていただいていますので、そちらのほうの御意見、御要望というのもお聞きしながら検討していくことになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ぜひこの問題については御検討をお願いしたいと思います。

次のテーマに移りたいと思います。

次は、国民健康保険の課題についてであります。

私は、2年半前の選挙において初めて議員に選ばれました。その際には、ぜひ国保の基金を活用して、国保税1人1万円の引下げといったことを皆さんに公約をして訴えてまいりました。この間、執行部の御努力が非常にあったと思いますけれども、この5年間の数字を見ますと、ざくっとではありますけれども、国保税1人当たり、この5年間で見ると9,000円近く引き下げられている。1世帯当たりを見ますと、2万8,000円程度が引き下げられているのではないかと推測するところであります。

その一方で、国保基金と繰越金の合計は、毎年変動はありますけれども、実際には10億円を超える現状があり、1年間の国保税収入を超える状況になっております。被保険者1人当たり

に換算すると10万4,000円を超える金額であります。被保険者の人数は毎年減少しておりますので、多少額が減ったとしても、1人当たりの額があまり変わっていかない部分もあると思います。この原因は、端的に言えば、過去において保険税を高くし過ぎた結果、それが積み積もってきたというふうに、結果的に見ればそういうことになるのではないかと思います。本来であれば、もらい過ぎたものは皆さんにお返りする、これが筋なところであります。

そういったことを前提に考えながら、本年度から国民健康保険税の均等割、被保険者1人について幾らという、均等割という額があります。これは、子供さんであってもお年寄りであっても同じ金額が課税される。早い話が赤ちゃんが1人生まれると、その瞬間からその分の均等割が課税されてくるというのが現実として存在します。

そういう中で、今年から就学前の、6歳未満ですかね、その子供たちの先ほど言った保険税の均等割部分については公費負担ということで、その半額が補助されるという仕組みになっております。それが今年度から実施されているわけでありましてけれども、これに要する費用は、要は半額は公費負担になったというわけですが、これについては、どの程度の費用が見込まれるのか、そして瑞穂市の負担分はどの程度であったのかお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

保険税均等割、就学前の子供の費用についてのお尋ねですが、国民健康保険税の医療費給付費分、均等割2万4,700円と後期高齢者支援分1万2,900円の合計額が半額の1万8,800円になるのですが、これに既に所得に応じた軽減分、法定の7割・5割・2割の均等割の軽減をかけた方を含めて281人がおまして、今回の補正額374万9,000円程度を見込んでいます。瑞穂市の負担がどの程度かという御質問ですが、制度上決まっています。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1になっておりますので、市の負担は全体の4分の1、93万8,000円程度を見込んでいます。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 一応念のために確認でありますけれども、この4分の1の市の負担分については、地方交付税の対象になっているということよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 議員のお見込みのとおりで結構です。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今年度から、子育て支援という観点から、国が公費負担ということで今回の措置に至ったということでもあります。

私の今回の提案、これは前にもお話ししたことがあったかと思えますけれども、この均等割の半額減免を市の独自の施策として、就学前だけではなくて、18歳未満の子供たち全員に拡大してはどうかという、そのような提案であります。先ほどお話しいただきましたように、ゼロ歳から5歳までの均等割半額免除に要した費用はおよそ370万程度と、375万でしたかね、程度ということでもあります。これを18歳未満までに対象を広げると、追加の費用がどの程度になるのか。私がざくっと計算したところ、年齢が上がるほど人数も多くなるという状況もありますけれども、恐らく追加費用としては1,000万前後ではないかなというふうに思っているところでもあります。1,000万といえば、現在の積立金10億であります。その1%にしか相当しないわけであります。そういった意味では、これを実施しようとするれば十分可能な話ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 市独自の施策として、均等割の半額減額を18歳未満の子供まで拡大してはどうかというお尋ねですが、国の制度のとおり未就学と考えています。また、県として運営する国民健康保険を統一する県単位化もありますので、県の方向性を見定めて注視していきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話でいきますと、県として統一した基準でやりたい、だからこれはできない話だという、ざくっと言えばそういう話かなと思えますけれども、では、これはそれぞれの市町村独自に行う、そういったことは別に法令上もできない話ではないと思えますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 基本的には議員おっしゃるとおり、市独自でもできるかと思いますが、基本的に県単位化がこの先にございますので、各市町同じ状況で進んでいきたいと考えています。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、県の統一というお話がありました。しかし、それはどの程度になるのか、まだまだ非常に不鮮明な状況もあります。もう現実には、各市町で様々な取組をされている現状があります。それを単純にまるっきり同じものにするということが、果たして幾ら県

で統一するとはいつでもできることなのかどうなのか、そういった課題があると思います。初めからしないという話では物事は進んでいかないのではないかと思います。

そういった意味で、せつかくあるこれまで積み立ててあった10億円をどのように活用していくのか、そういったこともきちんと論議をしていく必要があるのではないかと、そのように考えますけれども、そういったことは一切考慮はされないということでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 現在の国保の基金の運用に関しましては、国保税のほうで反映させていただいて、税率のほうを下げるという形で対応していますので、よろしく願います。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長のほうからは、税率、要は保険税のほうで考慮をしてやっていくんだというお話だったと思います。それはそれで非常に重要な発言だったと思いますので、ぜひそれは今後も必ず実施をしていただきたいというように考えております。それと併せて、やっぱり子育て施策として一つの方法としても十分考えられるのではないかと思いますので、ぜひ今後の施策の中で検討をお願いしたい、そのように思っております。

では、次のテーマのほうに移りたいと思います。

コロナの問題であります。

コロナ感染症第7波、見るところピーク時よりは新規の感染者数は減少してきていると思います。ただ、それとしてもまだまだ新しく感染される方、この瑞穂市でも何十人という方が毎日感染されている、そのような報告がなされております。

しかし、そうはいつでも、少し落ち着いてきたところで次の対策をどう取っていくのか、これが非常に重要なことではないかと思います。そういった意味で、これからの時期、ある意味では次の感染拡大も起こり得る、そういったことを想定に置きがてら取組をしていく必要があると思っております。

ところが、一方、政府のほうでは、第6波、あるいは第7波で医療崩壊を招いたということがしきりに言われておりますけれども、残念ながら、じゃあその医療体制をどう再構築していくのかといったことは提起されずに、症状があっても利用にアクセスする道を閉ざす方向で対応されている、そのようにも感じ取られるところがございます。そんな中で、瑞穂市としても、国や県が示すそういうことも頭に入れがてら、そういった中で瑞穂市として独自に取り組むべきことがあるのではないかと、そのように思いますけれども、今後の感染対策についてはどのように考えておられるか、その点についての御意見をお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 関谷議員の御質問にお答えをいたします。

第7波は、これまでの第6波までの感染の波をはるかに上回るスピードで急拡大をしており、直近の感染者数は減少傾向にあるものの、いまだ終息の見通しは立っておりません。議員が言われるとおり、落ち着いた時期にこそ取り組むべきことがあるという御指摘でございますが、この時期にいま一度感染対策を整理することは非常に重要であるというふうに思っております。

さて、8月27日に開催されました岐阜県主催の岐阜県新型コロナ・シンポジウム「パンデミックの1000日～何を学んだか、学ばなかったか～」におきまして、第7波の爆発的増加の要因が示されたところでございます。その要因の内容といたしましては、1点目にワクチン接種も関係する集団免疫の低下、2点目に夏場のエアコン使用時の換気不足、3点目に感染力が強い株への置き換わり、4点目に国民の意識変化による感染対策の緩み、この大きく4点が上げられておりました。

また、シンポジウムでは、現状のオミクロン株がほぼ季節性インフルエンザ並みの社会的影響に落ち着きつつあり、引き続き体調不良で無理をせず、症状があればマスクを着用し、密室では換気に配慮し、手指衛生を今後も遵守することが必要であり、そのことで必要にして十分であるというふうに考えられるという意見でまとめられております。

このことから、感染対策の肝は、感染の波の上下に関わらず、やはり基本的な感染防止対策が一番重要であると再認識をいたしました。今まで実施してきました感染防止対策、めり張りのあるマスクの着用、手指衛生、3密の回避、小まめな換気、体調管理の継続であると思っております。このことにつきまして、市民の方へ周知を継続していくことが一番肝要であり、感染防止につながるものと思っております。

また、基本的な生活習慣による免疫力のアップも大切であると思っております。適度な運動をすること、バランスのよい食事を規則正しく取ること、当たり前聞こえるこれらのことを幅広く市民の方へ継続して情報発信を行っていききたいというふうに思っております。

さらに、ワクチン接種の推奨についても、重症化予防の観点からも重要であると考えております。ワクチンは、オミクロン株の死亡率を下げるというデータもございます。また、接種後、時間とともに感染予防の効果が落ちるが、時間がたっても病状進行予防の効果は残るともされております。9月半ば以降に、オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種も始まります。コロナワクチンにつきましては、有効性及び安全性が確認されていることから、市民の方へ適切な情報提供によりワクチン接種を推奨していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 私のほうからは、市のほうのコロナ感染防止対策の本部のことについてちょっとお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在発出されている岐阜県B A. 5対策強化宣言でも、マスク着用、手指消毒、密閉・密集・密接の密の回避、小まめな換気、そして体調管理を基本的な感染防止対策として県民の皆さんに取り組んでいただくことを明記されているものでございます。今月に入りまして、先月と比べて感染者数が減少傾向にあります。昨年までの感染拡大と比較すると、落ち着いているとはとても言える状況ではございません。引き続き基本的な感染防止対策を継続することが大事であると考えております。

県の指導の下、感染防止対策の中でも皆さんに呼びかけております体調管理というのが大変今難しいと感じておるところでございます。今健康福祉部長のほうからありましたが、体調管理の中で適度な運動というのがございました。私ども本部のほうからは、体調管理として広報により市民の方へ、適度な運動の実施とこれに誘発される睡眠というもの、これを重点的に呼びかけていく予定でございます。

現在ウォーキングという、体を動かすウォーキングなんですけど、ウォーキングについて、市庁舎内で関係する部署が調整をしてくれています。市民の方々にウォーキングを適度な運動の実践という位置づけをしていただきまして、また楽しくできるような仕組みづくりというものを検討していきたいと考えております。

市民の皆さんには、一人一人の感染防止への意識と防止対策への御協力により、少しでも早く新型コロナウイルス感染症が終息することを願っておりますので、今後とも御理解、御協力をお願いいたします。

県のほうの趣旨ですけれども、感染防止ということなので、体調不良時は出勤、出張、通学、部活、旅行、そういうレジャーなどを含む行動をストップして医療機関を受診ということで、割と受動的な考え方なんです、感染防止。そうではなく、能動的に体を動かして生活リズムをつくるという方向性へ市のほうはこの期間中に考えていきたいというところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、1つは感染防止ということで、マスク、換気、そういったことをしっかりとやっていくといったお話が1つ目。そして、2つ目は体調管理、免疫力をアップしていく。そして、3つ目にはワクチンをしっかりと接種を広げていく。大ざっぱに言えば、その3つがテーマとして、あるいは皆さんに進めていく必要があるというようなお話だったかなと思います。それはそれとして、当然非常に重要なことだと思います。ぜひそういった形については、市民の皆さんにも啓蒙していくということは非常に大切ではないかと思えます。

そういった中で、ちょっと1点気になったんですけども、インフルエンザ並みということ

で、調子が悪いときには休んだりとかいうことをしましょうというお話なんですけれども、この間についても、体調が悪いというとき、あるいは熱が出ているというときに医療機関へ行くということについては特に問題はないということによろしいですかね。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まず、体調の悪い場合は、まずは医療機関に御連絡をいただきまして、医療機関での窓口も一般の患者さんと分けている場合がございますので、まずは一報をいただいてから、そのお医者さんの指示に従っていただくということによろしいかと思えます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今言われているのは、多分発熱外来をやってみえるところにお話をしてみたりとか、かかりつけ医の場合には、そこから紹介を受けてと、多分そのようなお話かなと思えますけれども、なかなかこれは難しい部分が正直実は思っているんですけれども、そういったことをちょっと踏まえがてら、では先ほどありました県の対策として、無料のPCR検査、抗原検査については、今回の対策ということで9月末まで期間を延長された。それから、福祉施設や学校関係などの予防的な検査、お話を聞きますと2週間に1回ぐらい瑞穂市でも実施しているというお話でしたけれども、そういったことも一応9月末まではやるということのほうを県が考えているみたいですが、では9月以降については、これは県がどのようにされるのか、県の9月以降の意向については何か話が出ていますでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 無料のPCR検査、抗原検査につきましては、現在県が感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の県民の方が受検する無料検査を実施されております。無料の検査所については、第6波の時点からかなり拡大をされまして、ある程度充足されていると感じております。検査の実施により陽性となった場合の事後フォローが重要となりますが、陽性となった場合のフォローについても、医療機関との連携によりまして適切に対応できるようにフロー化をされているところでございます。

なお、県の行っている無料検査についてでございますが、現在9月末日までの期間となっておりますが、県に確認をいたしましたところ、感染状況を見ながら、毎月一月ごとに更新をされるというふう聞いております。市といたしましては、市民の方が適切に利用ができるよう、ホームページなどで広く周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、福祉施設、小学校、幼稚園、保育所における予防的検査受検の徹底についてでございますが、現在は県の指導により実施されておるところでございます。市は、県の要請によりまして、協力しながら検査を進めております。今後も県の要請に従いまして、積極的に検査受検

に協力してまいりたいというふうに思っております。市といたしましては、県の新型コロナウイルス感染症対策本部が示します対策強化宣言などを基本といたしまして、市のコロナ対策本部での確かつ迅速に対応できるよう日頃から準備をし、体制を整えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話ですと、今のところでは9月末ということになっているけれども、今後状況を見がてら延長していくことも十分考えているというお話だったと思います。やっぱり市民の方の安全・安心を確保するという意味でも、無料検査というのはすごく大きな役割を持っているかなと思っています。それから、教育施設、福祉施設、介護施設なんかもそうだと思いますけれども、やはり職員の方、先生の方から感染が広がっていく。それは何としても防いでいく必要があると思います。そういった意味では、これをぜひ今後も続けていく、それがやっぱりひいては市民の感染拡大の防止にもつながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひそれを推進する方向で、もし県がされないという場合については、市としても今後の交付金の関係もありますけど、そういったことも使いがてらぜひ実現をお願いしたいと。特に瑞穂市の場合、無料検査というのは大分遅れて、なかなか場所がないということになったという経過もありますので、そういったことも含めて、ぜひ強力にお願いしたいと思っております。

では、最後のテーマにつきまして行きたいと思っております。

安倍元首相の国葬並びに旧統一教会問題についてということであります。

8月12日の岐阜新聞によれば、旧統一教会関係団体主催によるピースロード2022に瑞穂市も後援をした、そのような報道がありました。これは実際のところ、県下の42市町のうち40か所が後援したというお話みたいですが、記事の内容からすると、その前、去年、21年についてはそういった話はなかったのかどうかよく分かりませんが、その辺も含めて、この経緯について、そもそもこのピースロード2022の実行委員会がつけられて、県会議員が6名、それから市会議員、町会議員23名が実行委員会に入って構成をして、恐らく各市町に後援申請をしたと思っておりますけれども、そういった経過も含めてぜひ説明をお願いしたいと思っております。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの関谷議員の御質問にお答えいたします。

経過といたしましては、令和4年4月6日にピースロード2022 in 岐阜実行委員会より後援申請のあった行事、ピースロード2022 in 岐阜については、行事の目的及びその内容などから政治、宗教的な目的はないと判断し、可否を決定いたしました。担当課におきまして、4月14

日に決裁の上、4月18日に承認通知書を当該実行委員会に送付をいたしました。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今年22年ですけれども、それ以前については、こういった申請はなかったということでもよろしかったでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新聞発表であったように、今回が初めてということになっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そういう意味では、今年に入ってから、ある意味ではそういった動きが大きくなってきたということを感じるところであります。

当然、先ほどの話でいきますと、この団体がそういった社会的な問題を起こした団体と関連があったという認識はなかったということでもよろしかったでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員おっしゃるとおり、認識がなかったということで、今回の後援の承認という形となっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、この後援についてですけれども、今の状況を踏まえて、取消しを今している自治体も幾つか出てきております。ネットなんかで調べますと、幾つか名前が上がってきておりますけれども、この瑞穂市として、後援を取り消す意思はあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申請者より、令和4年7月19日付で行事実施報告書にて中止の旨、報告を受けていることもありますので、現在のところ改めて行う予定はございません。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 中止されたと。多分コロナ関連のことが理由になって中止になったのかなと思いますけれども、仮に中止になったとしても、後援をしたという事実は変わらないことになります。それが今後の参考にもなっていくことにもなりかねませんので、やはりここはき

ちんと取り消すなら取り消す、そういったことも検討すべきではないかというふうに思っております。ぜひその点については御検討をお願いしたい、このように思います。

今はピースロード2022の後援についてお尋ねをしたところでありますけれども、これ以外に、いわゆる旧統一教会関係の団体との関わり、そういったものがあつたのかなかつたのか。例えば寄附の問題についても、市への直接の寄附とか、あるいは社会福祉協議会へ寄附したとかいう話も聞くところであります。そういったようなことも含めて関わりはないのかどうか。

新聞報道でありますけれども、岐阜市ではアダプトプログラム事業というものがあつて、その中にこの団体が入ってきていると、そのようなお話もあつたところでありますけれども、そういった状況も踏まえて、そこら辺については一切ないということではよろしかったでしょうか。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 私、企画部のほうから、団体に関与をした可能性が高いといえますか、そういうところ、総務部とか教育委員会事務局、健康福祉部のほうにも確認させていただきましたが、これ以外に旧統一教会関係の団体との関わりはありませんでした。また、健康福祉部を通しまして、社会福祉協議会のほうにも寄附の確認をさせていただきましたけど、寄附とか、そういう事業のことは何もなかつたということでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、今弁護士事務所とかいろんなところで、この旧統一教会関係のいわゆる靈感商法、あるいは度を越した寄附というか、そういったものが非常に問題になっているところでありますけれども、市として、市民の方からそのような状況が把握されているのかどうか。また、今後、そういったことについての対応はどのように考えてみえるのか。一説、いろいろ新聞なんかを見ますと、教団の脱退時には教団を訴えないというふうな一文、公正証書を取らせてやっているという話も何かあつて、非常に巧妙化しているということもあります。そういったことも含めて、今後、市として対応できること、していくつものあること、そういったことについて報告をお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市では、商品やサービスなどの契約トラブルなど、消費生活に関する相談窓口として、毎週月・水・金曜日の8時半から17時15分まで、専門の消費生活相談員が対応しております。御質問の靈感商法などによる契約トラブルに関する御相談はこちらで対応することになるかと思いますが、ここ10年間におきまして、旧統一教会に関する被害の相談はありませんでした。今後につきましても、消費生活に関する被害の相談の一つとして対応し、国民生活センターや県民生活相談センターと連携していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

[5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） そうです。なかなか相談が少なかった。確かにいろんなところに聞きますと、ここはずっとなかったけれども、今回の問題が発覚した中で、急遽相談件数も増えたというお話も聞いております。そういった意味では、こういった窓口がありますよということもきちんと広報していただいて、ぜひ相談に乗っていただければと思います。

では、最後にお尋ねしたいと思います。

安倍元首相の国葬の問題でありますけれども、9月27日に日本武道館で行うことが閣議決定され、その費用についてもいろいろと取り沙汰されているところであります。これについて、今日の新聞を見ますと、関市長は県の市長会の会長としてこの葬儀に参列をするというようなお話がされているみたいであります。岐阜市長は元衆議院議員ということで何か案内が来たけれども、議会中ということで参加はしないというようなお話がされております。また、岐阜市では、弔旗の掲揚など、そういった特別の対応は考えていないという答弁もされているところであります。それに対し、関市は弔旗を庁舎に掲げるというようなお話も聞いております。

そういった中で、市長として、そこら辺の問題について、市長に直接の招待状が来ることは、よく分かりませんが、もし来たらその辺の対応のこともありますし、そこら辺について。それから、政府や県から、恐らく今回この国葬について特別の通知は多分ないんだろうと思えますけれども、一方で、政府のほうは国の省庁に対しては弔旗、あるいは黙祷をするといった通知を出ております。そういったことも含めまして、市としては、この辺の問題についてはどのように対応をするのか、市長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 関谷議員から、安倍元首相の国葬、そして統一教会の問題についての御質問をいただいております。

まず、先に旧の統一教会についてお答えをさせていただきますが、自転車イベント「ピースロード2022 i n 岐阜」の後援については、先ほど総務部長からお答えしておりましたが、宗教的な関わり、そしてその目的などもあまり分からないような状況の中で、市の要綱により妥当として判断をしたということですので、今後につきましては、市民の皆さんに疑念を抱くことのないように、情報収集に努めて適切にしていきたいと思いますということを思っております。

また、瑞穂市が関連団体からの寄附も、可能な限り調査しましたが、何もございません。そして、靈感商法などの相談の実績もございません。さらに、私が関連団体のイベントなどに出席や祝電を送ったこともございませんし、もちろん市長室で面談した記録も、そして会ったこともございません。さらに、安倍元首相の国葬の出席については、9月27日には公務があり、

参列することはできません。もちろん御招待もございません。

国の儀式として行う国葬についての根拠や費用負担、さらには弔意の強制など、個々の意見が分かれる、多様な意見があると思います。国葬については、国民の弔意を強制することはないとされていますので、瑞穂市においても、市民の皆さんに弔意の強制を求めることはございません。

そして、私の見解ということになります。私たちの住む、暮らすこの日本は民主国家であります。その民主国家の根幹をなすべき選挙、その選挙の活動中に銃撃により亡くなられた安倍元首相の無念さやむごいことへの弔意は、市民の皆さんお一人お一人がお持ちであると私は思います。市役所庁舎に弔意を表す半旗を掲揚することについても、今までの事例では、2020年、中曽根元首相時には、内閣自民党の合同祭ということでしたが、自治体に弔意を表すような通知も届いておったということです。その辺りの状況を鑑みながら対応をしていきたいということを考えておりますので、お答えとさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

ということは、まだ、例えばこの穂積庁舎に半旗にするとかいうことはまだ決めてはいない、今の時点ではそういうことだということですね。分かりました。

では、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時21分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

○8番（馬淵ひろし君） 皆様、改めましてこんにちは。

議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

ICTの進化等により社会、経済の構造が日々大きく変化をする大変革の時代が到来しております。医療、流通、サービス等、様々な分野でビッグデータ、人工知能、IoT、ロボティクス等の最先端技術を活用することで、より便利で安全・安心な生活を私たちに提供しようとする仕組みが日々生み出されております。

最近では、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、テレワークやオンライン学習が一気に加速するなど、デジタル技術を活用し社会は劇的に変化をしております。そこで1人1台端末

と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別・最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること、またこれまでの日本の150年の教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図ることにより、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出すことを手段、目的としたGIGAスクール構想が文部科学省から提唱されました。

瑞穂市では、平成28年3月に瑞穂市第2次総合計画を策定し、誰もが未来を描けるまち瑞穂、選ばれるまちを目指してを推進しております。この第2次総合計画に基づき、瑞穂市教育振興基本計画令和3年度から令和7年度が策定をされております。この基本施策の後、グローバル化対応教育の推進にある主要事業として②ICT教育推進事業があり、全ての子供たちが個別・最適化された学びの中で情報活用能力を身につけることができるよう、瑞穂市GIGAスクール構想の下、教職員のICT活用指導力の向上や子供たちや家庭への情報モラル教育の充実を図りますとあります。

また、基本施策の6には、教職員の指導力向上の取組の充実として、勤務環境の改善事業として教職員が心身ともに充実して子供たちと向き合うことが学校教育の充実につながるの考えに基づき、学校における適切な労働管理と勤務の適正化のために必要な人材配置と勤務環境の改善を進め、働きがいのある職場づくりと持続可能な学校運営を目指しますとされております。

今回の一般質問は、瑞穂市がICTを活用して個別・最適化された学びを保障するとともに、教職員が心身ともに充実をして子供たちと向き合うことができるようになるよう期待をして教育DX、教育のデジタルトランスフォーメーションについて質問をさせていただきます。

以下は質問席にて質問させていただきます。

まず初めに、平成30年3月に策定をされました瑞穂市教育の情報化推進計画に基づいて、方針1. 21世紀を生きる子供たちに生きる力につながる確かな学力の育成という項目があります。そのような基本方針があります。ICT機器をふだんの授業の中で効果的に活用することで、瑞穂市の児童・生徒の実態で明らかになった課題である、授業で学んだことをより発展的に学び、深めたり確かにしたりすることや自分の意見を分かりやすく仲間に伝えることができる児童・生徒を育てていきますというふうにあります。

瑞穂市教育のICTを活用した児童・生徒の育成の目標値に対する現状と、そして今後の課題は何か御質問します。

○議長（若井千尋君） 教育長 服部照君。

○教育長（服部 照君） 改めまして、こんにちは。

馬淵議員の御質問にお答えさせていただきます。

これからの時代を生きる子供たちに必要な資質、能力を育むために、市内の小・中学校では様々な場面においてICTの活用を進めております。全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査の結果によりますと、令和3年度、昨年度に授業でタブレットなどのICT機器を使用した頻度の割合というのは、市内の小・中学校ともに全国や県の結果を上回っております。

また、学習の中でICT機器を利用することの有用性を問う質問、勉強の役に立ちますかといった有用性を問う質問での回答においても、全国や県の結果を上回っており、これまでの指導を通して子供たちがICT機器の活用を肯定的に捉えている、そんな傾向がうかがえます。

こうした取組を通して、同じ調査になりますけれども、授業で課題の解決に向けて自分で考え、自分から進んで取り組んでいると回答した結果も全国の結果を上回っておりまして、児童・生徒の学びに対する意欲を高めることにつながっていると感じております。

今後は、自分の考えをまとめ、発表する場面でタブレットなどのICT機器を活用する機会をより多く提供し、適切にそして効果的に活用できるよう、学習活動の在り方や指導方法についての研究を深めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 学習でよりよく使えるというふうにICTを利用していくということでもあります。

今お話しいただいたように、タブレットを利用している回数も県の平均も上回っている。そして、勉強の役に立つかというようなことも県の平均を上回り、また課題の解決につながっているかというようなことについても全国の平均よりも上回っているということで、当市においてICTを活用した学習というのは非常に広く普及をして、そして進めていただいているんだなあということを感じさせていただきました。

このタブレットの利用については、やはり事前に学習をしてきて勉強をしてくると。それを授業の中で発展的にそれぞれの人と意見を交換しながらやっていくということが必要になってくるといふふうに思います。この今お話しいただいたタブレットの活用について、今後その授業でどのような指導をされていかれる予定かお伺いします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 現在の市内の小・中学校の実態を見ますと、今タブレットを活用している、多くの授業において使われているという現状はあるというふうに先ほど申し上げたように考えておりますが、それを例えば友達と話し合ったりする学びを通して、その結果を仲間に分かりやすく伝えるといった、そういった授業の中での活用ですね、そういった視点がまだまだ今後進めていかなきゃならないというふうに考えておりますので、次はその視点について焦

点を当てて先生方への指導を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8 番（馬淵ひろし君） 今の御答弁のように、活用の幅をどんどん広げていていただきたいなというふうに思っております。

次の質問になりますが、方針3のところには、教員のICTを活用した指導力や授業力を高めるための支援体制の充実というふうに掲げられております。先ほどの答弁にもありましたけれども、定期的に教員のICT活用指導力と活用方法を含めた活用率の調査を行っていくというふうにその計画には書いてございます。

調査はどのように行って、またどのような結果であったか。また、結果から次期計画に生かしていくというような課題はあるかということをお質問させていただきます。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） ただいまの御質問につきましてですが、まず教員のICT活用指導力等の調査につきましては、文部科学省が実施しております学校における教育の情報化の実態等に関する調査に重ねて実態把握をしております。直近の結果においては、瑞穂市の教員は情報活用の基盤となる知識や態度について児童・生徒に指導する能力は十分であると、そういった結果は出ておりますが、授業にICTを活用して指導する能力については、やはり個人差がございます。今後さらに教員の指導力を高めていく必要があるとその点は考えております。

こうした実態を踏まえまして、今年度教育委員会のICT教育推進事業の重点としまして、ICT機器を活用し、児童・生徒が主体となり学びを深める授業づくりというものを掲げまして、各学校のICTを推進する教師を一堂に会しまして、市内のICT活用教育推進研修を実施して、その内容を各学校の教員に広めたり、それから夏休みに外部講師を活用しまして実際の授業でどのようにICTを活用するといったのかという効果的でより具体的な実践方法を学ぶといった職員研修も実施したりしまして教員のICT活用指導力の向上に努めております。

引き続き、なるべく多くの教員にそういった指導能力が向上できるような取組を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8 番（馬淵ひろし君） せっかく配付されたタブレット等のICT機器ですので、十分に活用して、県の平均も上回って活用しているということでもありますから、県をリードするような形で瑞穂市の教育を進めていただきたい、そのように思っております。

また、この情報化の計画には方針5といたしまして、ICTを活用した家庭や地域等との連携強化ということが書かれております。この連携強化につきましての本市の取組の現状という

のをお伺いしますとともに、また地域の大学等とも連携をして専門的な指導、助言を受けながら教育の情報化というのを推進していきますというふうの方針に書かれております。このような地域の大学とも連携して専門的な指導、助言を受け、今後教育の情報化というのを瑞穂市としてどのように推進していくのかということについてお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 家庭等、地域との連携につきましてですが、まず何よりも保護者や地域の方に実際の授業の様子を見ていただき、ICTを活用した学習活動はどのようなものかということを理解していただくことがとても大事ではないかなと考えております。

各学校におきましては、授業参観でありますとか学校運営協議会等の機会を利用し、ICTを活用した学習活動の様子を公開するなどして、保護者や地域の方に理解していただくように努めております。

また、11月からになりますけれども、保護者や地域への情報発信システムに新たな連絡システムを導入させていただき、運用を開始する予定です。このシステムの運用により、学校や保護者間の連絡手段のデジタル化をより一層推進していくことができると考えております。

それから、大学等の連携につきましてですが、今年度岐阜女子大学の松井徹准教授により、市内の学校におけるICT活用の在り方や瑞穂市のGIGAスクール構想に関わって専門的な見地から様々な助言をいただいております。特に授業において、子供が意欲的に自分の考えを仲間との交流を通してより深めていく学びを実現するために、効果的なICTの活用の在り方や環境整備につきまして助言を受けております。

それから、教職員のICT活用指導力を高めるために、具体的な実践を交えながら、各学校へ訪問していただいておりますけれども、教職員の研修も実施していただいております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） この11月から新しい情報のツールを入れられて、双方向、保護者の方とか地域の方とのやり取りができるような形のを導入していくというようなお話がありました。

次の質問につながっていくと思いますけれども、方針6には、校務の情報化を通じた個人情報の確かな管理と公務の負担軽減というようなことが書かれております。共有フォルダ、グループウェアや指導案や資料等、市内の情報共有を安全かつスムーズに行えるようにすることで、校務の効率化を図って時間的なゆとりを生み出しますというふうにあります。本市の校務の、校務って学校の業務ですね、学校の先生が授業以外でやられている業務だと思いますけれども、本市の校務の効率化の現状というのはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 本市の校務の効率化の現状についてお答えします。

まず、各学校においては、指導案ですとか授業で活用する教材や様々な資料、各学年の担当等が作成する会議等の資料につきましては、共有フォルダを活用しまして、いつでも、誰でも、それを参考にしたり活用したりすることができるようになっております。

また、瑞穂市におきましては、中央サーバーで一元管理をしまして、市内の各学校をネットワークでつないでおります。そのため、情報セキュリティが向上することはもちろんでございますが、市内の全小・中学校がつながっている共有フォルダを活用しまして指導案の内容とか教材でありますとか、各種様々な資料を共有できるようになっております。このことによって、市内の各学校の情報共有を安全に、かつスムーズに行うことができるとともに、校務の効率化を図ることができると考えております。

さらに学校によっては、ウェブ会議の機能を活用して教職員の会議の効率を図るなどして、教職員の働き方改革を進めている、そんな学校もございます。今後、適切な管理の下にシステムの効果的な利用の在り方を検討していきまして、さらに校務の効率化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 会議の資料とかをデジタル化して協議、そしてウェブ会議等も行っていってらっしゃるということで、我々議会もタブレットを配付されて、そして執行部の皆さんにもタブレットが配られて、大分ペーパーレス化とか会議の仕方、やり方というのは非常に効率化をされてきているんだなというふうに思っております。資料の差し替えなんかもデータの差し替えをするだけで済んでしまうというのは非常にメリットがあるのが情報化ではないかなというふうに思っております。

この校務の効率化という話の中で、保護者の皆さんが毎朝電話で出欠の連絡をしていただいているというようなことを聞いております。例えば8時から8時15分の間に電話をしてくださいと。その電話を受ける職員は当番制で、ずっと電話を受けて、いつもよりちょっと早く出勤をしてそういう対応をしていただいているというような現状もあるというふうに聞いております。そうしたところをIT化、ITの技術を使って解消することはできないか、保護者の負担を減らし、また先生方がそういう出欠以外のことに、授業の準備だとか子供との相談とか、そういった時間に使っていただける、そうしたことが子供の学びの教育に非常に有効だというふうに思っております。

それで、岐阜市のほうのお話をさせていただきますが、岐阜市では昨年度から試験的に出欠管理システムというようなものを使って、児童・生徒の出欠とか健康状態というのを保護者の

方がスマートフォンで好きなときに入力をして、自動的に出欠の状況とか児童・生徒の健康状態というのをすぐタブレットの画面で閲覧ができるというシステムを実証実験され、今年度、令和4年度からは全市にそのシステムを導入されたというふうに聞いております。これについては、保護者の方にとっても非常にメリットのあることでありますし、教職員の皆様にとっても、電話で受けたものをまた黒板に書いてそれぞれの担任にシェアするなど、そういったことが必要なく、担任がその画面を見れば一目瞭然で欠席の人数、あとちょっと熱がある、体調が悪い、そういった状況もシェアできるというようなシステムを入れられておると聞いております。

そこで、先生方が児童・生徒のためにより多くの時間を使っていただくように、効率化をしていくということが私は必要であると。これがICTのいいメリットだというふうに思っております。本市において、ICTを活用して、こうした校務の効率化を図り、負担を軽減していく方策というのを今後どのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 御質問にありましたICTを活用して校務を効率化して教員の負担を軽減していく方策についてお答えします。

現状では議員さんがおっしゃられたように、朝、教員と保護者に負担がかかっているところがございますが、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、瑞穂市では現行の保護者等への情報発信システム、すぐメールというのがあるんですが、その後継サービスとして提供されるすぐーるというシステムを本年度7月に契約しました。このシステムといいますのは、これまでのメール配信システムにはない学校側から通知文書等を添付して送付する機能でありますとか、保護者から児童・生徒の出欠や健康状態を報告する機能がついておりますので、これによって校務の効率化が期待できると考えております。

現状は、7月から9月までの間に保育所や園、学校等の担当者とサービスを提供する業者との打合せ、その中で使用方法に関する説明会を重ねまして、予定では10月にシステムとして使用可能な状態となるような準備を進めております。保護者の方に利用者登録を依頼する期間もありますので、それを考慮しますと11月より全ての保育所、園、学校等において、このすぐーるというのが本格的に運用される、そんな見通しを持っております。

議員がおっしゃられるように、校務の効率化を進めて教職員が児童・生徒のためにより多くの時間を使うことができるようにしていくことが大変大事ではないかなと思っておりますので、今後も方策のほうを検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） この質問について少しお聞きをしたいと思っておりますけれども、このすぐ

一るというようなものを導入されるということですね。11月からというようなお話をいただきました。

これは、先般、議員の研修会で話を聞いてきたところですが、DX化というと、何かデジタルの仕組みを、システムを入れればそれでDXになるかということ、そうではないというふうに言われております。それが業務をどのように変革をしてできるかということでありまして、このシステムについてお伺いしたいんですが、保護者が入力、出席、欠席のとか体温とかを入れて報告をする、そういうことができるようになるというのは新しいところだと思いますけれども、それがまた集計、デジタルで出てきて、それを教職員の方が手で書いて集計をして一覧にするというような仕組みなのかどうかということをお伺いします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校側の管理のほうになりますけれども、保護者が入力したものが一覧で表示され、印刷して出てくるということでございますし、学校のほうも連絡を確認したのは確認済みのアイコンが保護者にも伝わりますので、自分の連絡したことは学校にちゃんと伝わっているなということも確認できるということで、かなり校務の負担軽減になると考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） この新しいシステムの導入については、やはり紙をデジタルに置き換えるという考えではなく、入力されたらすぐに出席何人、欠席何人、そして体調の悪い子供が赤く表示されるとか、そういったオートメーションのことというのがICTは可能でありまして、受付フォームが出てきて一覧になってプリントアウトできるというのは、デジタル化が多少進んだというふうに言えるかもしれませんが、全く人の手を介さずにプログラミング等でできるのであれば、そういったシステムにするというのが一番効率化というか、それがデジタルトランスフォーメーションだというふうに考えておりますので、その仕組みを利用して、業者との打合せの中で、より校務が削減できる、より人の手間が省ける、そういった観点でその業者との打合せや今後の導入について進めていただきたいなというふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、本市では、この情報化というものはなかなか進んでいる部分もあります。例えば保育所のAIでの入所のものとか、あれ新聞の一面に取り上げられて、瑞穂市にとってはすごくありがたい記事だなというふうに思いながら拝見しておりました。あれによって保育所に入れるか入れないか、あと第1希望、第2希望、そういった振り分けも機械がやっていただけるということで、保護者の方への通知も早くなったというようなことも聞いております。

そうしたことがデジタル化のいいところでありまして、このトランスフォーメーションとい

うのを進めていただきたいなというふうに思っておりますが、やはり専門的な人材、デジタル人材というものが少ないということが、非常に行政ないしは教育行政をやっていくに当たってなかなかデジタル化が進まない理由の一つではないのかなというふうに私は考えております。

この情報化というのは、専門人材や専門知識などが必要になってくるわけでありまして、本市だけで取り組んでいくには費用対効果、そのデジタル人材を採用してデジタル化を進めていくということについても非常に難しい、規模的にあまりメリットがコストを上回っていかないというふうなこともちょっと耳にしたことがあるわけでありまして。

そうした中で、本市だけで取り組むには非常に難しいというふうに私も考えておりますが、本市は教育委員会でいいましたら岐阜教育事務所管内で教員の方というのは異動をされていくというふうに思います。各市をまたがって異動した場合に、それぞれが利用しているデジタルのものが異なったりすると、非常に戸惑って最初に教員の方が勤務するに当たっても難しい状況になるのではないかというような危惧を持っております。そういう意味で、こうした広域連携の形でデジタル化というものをもっと進めていくことができないかというふうに考えております。

中核市であります岐阜市さんなんかは、非常にデジタル化を進めていらっしゃるしまして、行政のほうも、そして教育委員会のほうもデジタル化を使ってよりよい教育、そして効率的な行政運営というのをされようとしていらっしゃいます。

そうした中で、そうした広域の枠組みの中で連携をして、教育、校務の情報化というものを進める必要があるというふうに私は考えておりますけれども、現在こうした中で広域で進めている取組と、そして今後、こうした枠組みで何か取り組んでいこうというようなお考えがあるかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 現在の取組についてですが、岐阜県の教育委員会が主導しまして県内における統合型校務支援システムの運用が進められております。瑞穂市におきましても、出席簿の集計作業や指導要録、通知表の作成等の一連の作業ですとか、保健に関するデータの一元管理等、統合型校務支援システムに移行して進めているところでございます。岐阜教育事務所管内では、こうした校務支援システムを全ての市町が導入しておりますので、人事異動で仮に他市町へ異動した場合においても、各市町が共通で利用しているシステムを導入しておりますので、それほど教職員の負担もなく、業務の効率化は期待できると考えております。

今後は、統合型校務支援システムの活用方法などとともに、そのほかのいわゆる情報化につきましてどういったことができるのかということ、他市町の教育委員会とも情報を共有しながら、連携できることは何かを模索してまいりたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8 番（馬淵ひろし君） 今、この統合型校務支援システムというお話がありましたが、岐阜市の取組をちょっと紹介しますと、まず保護者がフォームに入力をして出席、欠席、あと体温とかを測ったら、それがまず学校のシステムに入って、その学校で一覧、1 画面で見ることができるようになっている。さらにそこから県の総合型総合支援システムに情報が共有され、そこに報告がもう既になされるということをお聞きしております。

本市の今導入しようとしているものを考えますと、一部デジタル化が進むかもしれませんが、教頭先生とか養護教諭さんとかがそのシステムに打ち込みをしているというふうにお聞きをしておりましたけれども、それも人の手を介さずに報告まで済ませることができるシステムというのもあるということでありまして、一つ一つの課題に向き合っていきますと、場当たりの言ったらちょっと申し訳ないですが、一部はデジタル化できるけれども、こっちはまだ紙が残っているし、アナログの作業が残っているということがあります。

このデジタルトランスフォーメーションというのは、トランスフォーメーションですから体制を変えていくということでありまして、一つの作業、一つのインプットがあつたら自動的に最後までアウトプットされるという、こういう仕組みが非常にデジタル化にとっては必要なことでありまして、岐阜市さんでお聞きするところによりますと、教頭先生の仕事が格段に減ったというお話を聞いております。教頭先生は非常に忙しいということは聞いておりまして、本当に教育の環境を整えていくにも、先生が本来やっていただきたい業務に当たる時間がもっと増やせるように、また規定の時間に帰っていただけるような働き方改革を進めるに当たっても、このデジタルトランスフォーメーションという一部のデジタル化ではなく、全てトータルで考えた形でのトランスフォーメーションというのを考えて様々なものを導入したり、デジタル化を図っていただきたいというふうに考えております。

そのようなことをお願いいたしまして、私からの本日の質問は以上とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 8 番 馬淵ひろし君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1 時30分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番 北川静男君の発言を許します。

北川静男君。

○4 番（北川静男君） 改めまして、皆さんこんにちは。

議席番号 4 番、創緑会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。よろしくお願いたします。

また、傍聴席の方、お忙しいところ傍聴に来ていただきありがとうございます。

本日、私のほうからは、1つ目として、災害時の応援協定について、2つ目として、人口減少対策について、3つ目として、令和5年度予算編成について質問させていただきます。

これよりは質問席において質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

今年は、関東大震災から99年目の年、県史上最悪の水害と呼ばれる1976年の9・12豪雨から46年経過いたしました。9月1日は防災の日。国や県では、南海トラフを想定した総合防災訓練が行われました。最近の災害は激甚化し、被害も大きくなってきております。

瑞穂市は、来年5月に市制施行20周年を迎えます。平成25年1月31日に、東京の西多摩郡瑞穂町と大規模災害時の相互応援協定を締結しています。瑞穂市制10周年の年だったと記憶しています。それから10年の歳月が過ぎ、世の中も大きく変わり、災害も激甚化となっています。瑞穂市において60項目の防災協定が締結されていますが、災害時の応援協定の必要性について質問させていただきます。

まず1つ目として、平成25年1月31日に東京都西多摩郡瑞穂町と大規模災害時の相互応援協定の内容についてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 東京都瑞穂町との平成25年1月に締結いたしました大規模災害における相互応援に関する協定は、いずれかの市町において大規模な災害が発生した場合に、被災した市町では十分な応急措置が実施できない場合、災害対策基本法の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために締結したものでございます。

その応援の内容につきましては、8項目ございます。

食料、飲料水、その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供、応急対策に必要な資機材及び車両の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、応急復旧に必要な職員の派遣、児童及び生徒の受入れ、被災者の一時収容するために必要な施設の提供、ボランティアのあっせん、そのほか特に要請のあった事項ということで8項目を締結しているという状況でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、その東京都西多摩郡瑞穂町との協定以降の相互の関わり、交流についてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 大規模災害における相互応援に関する協定を締結しました以降ですが、相互の交流とのことですが、毎年4月にお互いの防災部局、商工、農政、観光部局の関係職員の連絡先を作成しております。これは、何かがあれば連絡がすぐ取れるような体制をとということでやっておるものでございます。

瑞穂市10周年記念式典には、瑞穂町もお招きした経緯もでございます。お互いの記念式典等々ときには交流することとしておりますので、来年度の瑞穂市制20周年記念式典でも招待を予定しているところです。

防災関係では、相互のエリアで地震が発生した場合、また大雨が続くなど災害が心配されるような場合には、地域内の様子や被害の状況、そして支援の必要性など、必要に応じて情報交換を行っております。

商工、農政、観光部におきましては、お互いのフェスタやお祭りなどのイベントに毎年交互に訪問し、物産品の販売などを行うこととしておりますが、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、このイベントが中止となっておりますので、令和元年度のみずほふれあいフェスタに瑞穂町が来ていただいたのが最後となって、今中断しているという状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 西多摩郡瑞穂町とは遠方につき、日頃からの交流とか関わりは難しいかと思われませんが、イベントのときにはぜひ声をかけていただきたいと思います。

瑞穂町との相互応援協定締結以外で、その他自治体、民間企業との間で締結した協定は幾つあるのか、またその内容をお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 当市では、大変多くの防災協定を結ばせていただいているところでございます。大変ありがたいと感じております。

現在、防災に関する協定は、今年度サンコーパレットパークへ災害時対応用の自動販売機を設置していただくという協定までを合わせまして、ここまでを合わせて合計61件となっております。その内容は、自治体関係では、岐阜県と県内の全ての市町村と締結した協定をはじめ、岐阜圏域の9市町、これは岐阜市を中心に岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町でございますが、そちらの9市町とまたお隣の神戸町、そして先ほど御説明いたしました東京都瑞穂町でございます。そのほかには、市内の土木事業者や水道事業者で構成する瑞穂市緊急対策協力会というのがございますとか、医療救護の関連といたしましてはもとす医師会とか、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会と、また救護病院の指定や避難所関連といたしまして、朝日大学との協定をはじめ、ぎふ農業協同組合や郵便局、多くの協会や民間事業所

などと協定を締結しているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 瑞穂市のホームページを閲覧しますと、防災協定の一覧として60項目が掲載してありますが、直近では、先ほど企画部長のほうからお話がありました6月29日に株式会社伊藤園さんと被災者への自動販売機内の商品の無償提供に関する協定をされ、新聞報道されました。

それでは質問いたします。

締結した自治体、企業とは締結以降関わりがあるのか。内容の再確認はしているのか。例えば災害時の物資供給に関する協定では、どのような方法で物資を供給するのかといった具体的内容の取決めはあるのか。また、機能を発揮するのかお尋ねします。

この質問の根拠は、9・12豪雨の際、腰まで水がつかり木舟で往来した記憶があります。陸上輸送では不可能で空輸しかできない状況であります。とはいっても、空輸するヘリポートがありません。以上、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 協定を締結している相手方とは、お互いに人事異動もあることから、毎年度の出水期前に連絡を取ります。4月の異動があつてからすぐ動き始めるということですが、締結内容や担当者の確認を行っております。61本ありますので、私ども市民協働安全課の職員が手配を分かれまして、いろいろ連絡を取って担当者とな名前を確認しているということですね、具体的に言いますと。協定自体は、ある程度包括的な表記で作成しておりますので、災害時に相手方と調整を図り、可能な範囲で対応していただくこととなっております。

機能が発揮できるのかとの御心配の御質問ですが、市で開催する総合防災訓練で参加が可能な団体さんの方は訓練への参加をしていただきまして、防災資機材の展示とか、そういうものに協力をいただくということによって、市民への周知とお互いの関係性の強化を図っているというところです。

現状としまして、実際の災害時に備えて協定先との連絡調整や訓練、協定内容の公表などの取組も行っている状況でございます。水がついたときに、なかなか今陸路が難しいということもありましたけれども、水だけではなく地震とかもありますし、ある程度物質というのは若干時間がかかりますので、先般市内の運送会社の方に協定を結んだこともあります。そこには大きな広い場所がありますので、そこに物資が来て、そこでトラックが運んでいただけるという画期的な締結なんですけれども、なかなかそういうのはほかの自治体ではございません。運送会社ですので、物資を仕分けしてトラックに積んで避難所へ持っていくということは大変だけみえる業者さんですので、そういうところで締結をしたということも一つの強みではないか

なというふうに思っております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

ただ協定を締結だけではなく、災害時の取組を詳細に煮詰めていただきたいものです。

それでは次に、大規模災害時における協定の必要性についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 災害時には、行政だけで全ての事象に対応するという事は到底不可能なことでございます。行政側のマンパワーも資機材も不足するという事は明らかでございます。

災害が発生した場合、防災協定をしている各種機関の立ち上がりの時間を短縮することができるということです。人材や物資を早期に瑞穂市へ支援していただけるよう、初動時間を短縮することがこの防災協定の大きな意味と言えます。こちらの地域では、瑞穂市が被災したということは、この近隣は当然被災しているという可能性大です。ですので、いろんなところに協定を結んで、瑞穂市が危なくなったよというときには、もう情報をつかんでいただいているので、もう動き始めてくれているということですね。私どもが動くよりも、協定をしていたところのほうが餅は餅屋さんで動いてくれるというのは、初動態勢として強みになるということで、味方を多くつけるということがこの災害協定の中では大きな意味ということでございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

では最後に、瑞穂市において合併以降59件の協定締結を行っていますが、20周年を迎えるに当たり、市長の災害応援協定に関する考えをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今お話ししたように、各種の事業者と協定を結び、災害発生時に迅速な初動態勢を築くということは、行政で賄い切れない部分を対処していただくということになるため、大変重要であるということに先ほどお話ししたとおりでございます。

また、専門的な資機材や技術を有し、それぞれの強みというものを生かせる事業者の力によって効果的で多様な活動が期待できるということで、また地域経済の迅速な回復を図ることができるということも考えております。

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に収め、市民の生命・財産を守り、市民の安全・安心を早期に確保することが第一でありますので、今後も様々な業種の事業者との

協定を進めまして、市の防災力向上や防災体制の整備に努めていきたいと考えているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、市長としてのお考えはどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 北川議員から災害時の応援協定の御質問の中で、今山本企画部長のほうからお答えしております。今までで官民合わせて61件の協定を結んでおり、この協定は幾つあっても不足するものではないと考えています。

御質問は、平成25年1月31日に東京都のみずほちょうではなくみずほまちと読むんですが、瑞穂町との大規模災害時における相互応援協定の締結ということで、その年の5月に合併10周年の記念式典でこの瑞穂町との応援協定を御紹介させていただいたということから、来年の5月に瑞穂市は市制20年を迎えるということで、どこかの市町とこのような災害時の応援協定はできないかというような御質問の趣旨だと思います。

現在、そのような協定のほかの市町からの打診もなく、進めているところもございませんが、この協定についても、単に私が親しくしている自治体や私の出身の大学でつくる首長会などで20の市がありますが、そちらと安易に進めるものでもないということも思っております。それぞれの自治体の規模や考え方もあり、そしていろんな場面での首長同士の情報交流をしながら、瑞穂市からどんな支援ができるのか、そして瑞穂市にどんな支援をしていただきたいのかというふうなことも考えることが大切ではないかと思っております。

瑞穂町との大規模災害の協定の中に、食料、飲料水、その他物資並びに必要な資機材、車両の提供ということも1項目めにございます。瑞穂市では、水質もよく水が豊富だということもございます。災害時には、いろんな資機材や食料、日用生活用品までいろんなものが必要となりますが、中でも私は特に水の必要性を考えています。瑞穂市に災害が起こった場合でも、例えば水の提供がタンク式の給水車などで配備ができれば、そして他市町においてもそのような必要があれば、災害時に十分活用ができると思っております。

今まで、この10年間、東京都の瑞穂町とは、この協定を機会に様々な交流する機会が増えてきております。災害は一定のエリアで起こるということになりますので、東京都の瑞穂町より、また違ったエリアでの協定がこれから結ぶことができるような、そんな考え方を持っておりますので、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いずれにしても、瑞穂市民の財産・生命、安心・安全を守っていただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

団塊世代が75歳に達する2025年問題。これから深刻化するその先にあると言われる2040年問題と言われる少子化、高齢化問題で日本社会が相当変わると言われています。生産年齢人口の減少、単身高齢者の増加、認知症高齢者の増加などが加速されていくと想定されています。

そこで質問いたします。

瑞穂市の今後の人口推計をどう考えているのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 平成26年人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり活力ある地域を維持していくことを目的に、国においては、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。この趣旨を踏まえ、少子高齢化と人口減少という危機感を共有しながら、各自治体においても人口ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されまして、全国的に取組が進められるようになってきております。

瑞穂市におきましても、平成27年10月に令和元年度までを計画期間とする瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期計画を策定しまして、本市の地域特性や実情に応じた取組を行い、現在、令和6年度までの第2期計画期間となっております。

この中で、今後予想される本市の人口の変化やその影響及び問題を分析し、人口の展望と今後目指すべき将来の方向を示した人口ビジョンですが、これを示しております。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、令和12年まで緩やかに増加し、以後減少に転じる予測となっております。

一方、市の取り組む施策の効果により、出生率が上昇することを見込みまして、人口ビジョン対象期間の最終年であります2045年の人口を5万7,000人以上として、2040年には5万8,000人程度の人口を維持するということを目指しております。しかし、これは全国的に言えることですが、出生率の上昇、これは改善でございますが、なかなか容易ではございません。令和2年国勢調査結果を見ても、社人研の推計に近い数値でございますので、この傾向は今後も続くということで、そういうふうに見ているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

確かに瑞穂市は現在、人口は増加傾向にありますけれども、先日、日本人口の推移を調べますと、2050年には人口が1億人を割り込み、2060年には約8,600万人となり、2100年には約

4,500万人に減るといふ将来人口推計がありました。人口減少対策は、行政では多くの部署にまたがることであり、当市がどのように対応するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 人口ビジョンを含みますこの第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で4つの基本目標を定めまして、教育、福祉、まちづくりなど様々な分野におきまして全庁的に相互連携を図る取組を進めておるところです。それぞれの基本目標の達成に向けた重要業績評価指標、これKPIと呼びますけれども、重要業績評価指標を設定いたしまして、総合計画等評価審議会での審議を通じまして定期的に達成度の検証なんかも行いまして、各施設や取組の改善を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 続いて、御質問にお答えさせていただきます。

人口減少対策についてでございますが、近い将来確実にやってくる人口減少に備えまして、今から少しでも減少率を抑えるための策を講じる必要があると考えております。

議員が言われるとおり、人口減少対策は多くの部署にまたがることから、市全体の問題として取り組んでいく課題であると認識しております。

そこで、現在の市の取組といたしましては、各部署にまたがる重要な事項であることから、今年の7月に瑞穂市政策調整会議を開催いたしました。政策調整会議での議論の結果、将来を見据えて全庁的に対応していくことと、人口減少対策の中でも少子化対策が重要な問題であることから、少子化対策に重点を置き進めていくことを確認いたしました。

また、職員の意識づけが必要であることから、将来を担う若手職員中心の少子化対策プロジェクトチームを立ち上げ、少子化対策に関わる施策のアイデアや先進地の取組事例を出し合い、協議することといたしました。少子化対策プロジェクトチームは、12の課からメンバーを選出いたしまして、予定といたしましては10月には第1回目の会議を開催し、子ども支援課が中心となり、各部署にまたがる少子化対策について横断的に検討してまいります。

今後は、プロジェクトチームにてまとめられた施策を政策調整会議や政策会議にて検討し、中長期的な視野を持ちながら全庁的に取り組んでまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

少子化対策プロジェクトチームを立ち上げられたということですので、ぜひそれがうまく機能するようにお願いしたいと思います。

さきの大津の研修では、自治体間競争の幕開けの時代と言われ、そのためには地方自治体が

それぞれの地域性や空間的特徴などの特色を生かすことで創意工夫を凝らした政策を開発し、他地域からの住民等を獲得することが急務となってくると学びましたが、瑞穂市では、今後到来する人口減少に対してどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 議員がおっしゃられます地方自治体がそれぞれの地域性や空間的特徴などの特色を生かすことで創意工夫を凝らした政策を開発し、他地域から住民等を獲得することとは、まさに先ほど申し上げた、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる政策5原則の一つに当たります地域性の視点ということに当たります。

瑞穂市の特徴は、魅力を最大限に生かしまして、まちに愛着と誇りを持って、いつまでも住み続けたいと思える、いわゆるシビック・プライドを市民の皆さんに持っていただけるような施策、事業の展開が大切と考えております。

現在瑞穂市では、地方創生の3つの拠点として、それぞれ事業を推進しております。県内有数の乗降客数を誇るJR穂積駅を中心に圏域15万人の拠点を目指すJR穂積駅圏域拠点化構想推進事業、それから18本もの一級河川が流れる瑞穂市の豊かな水辺空間を活用する犀川遊水地かわまちづくり事業、そして、この春オープンしたサンコーパレットパークを核に、中山道沿線の史跡、祭り、農業観光を生かした地域ブランド化を図る、今教育委員会でやっている中山道まちづくり基本構想の策定です。これは、一部私どもの企画部では団子化計画と呼んでいるものですが、美江寺とサンコーと小簾紅園、3つを中山道でつなぐという意味で団子化計画とも呼んでおります。いずれも瑞穂市ならではの地域資源や空間的特徴を最大限に生かし、移住定住人口の増加のみならず交流人口の拡大を図ることで、地域コミュニティの活性化につながり、地域力の向上に資するものと考えております。

以上、これらはハード事業を主に、目に見える動きとして現れてくる活性化というふうに見ております。

次に、人の心に働きかける活性化への動きの部分を紹介させていただきます。

今回、議会に提案しました、まちづくり基本条例の一部改正でございますが、子供の参画を盛り込んでおります。将来を担う子供は瑞穂市にとって特別な存在であるということから、子供をクローズアップし、子供の尊厳を尊重することを明確にし、子供がまちづくりに参画する権利が保障されるということを新たに規定するものです。大人が子供の意見を受け入れ、教育、保育、福祉、都市整備のまちづくり事業が展開されれば、本当に瑞穂市は子供に優しいまちなんだなというイメージにつながります。このイメージが移住定住への動きとなりまして、また子育てを瑞穂市でしたいなと思う方々への増加につながるものとして推進してまいりたいと考えているところです。以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

移住されてきた転入者の方には、市民課の窓口で転入理由をお尋ねし、それをデータベース化して従前とは違う、かつ他地域とは違うことを実施していただきたいものです。それが地方創生につながると思います。

それでは、次の質問に移ります。

去る8月31日付で市長並びに総務部より、令和5年度予算方針について発表され、これから新年度予算の編成作業に着手されますが、新年度予算方針をお聞きいたします。

また、市税、交付税、ふるさと納税などの歳入見込みについてもお尋ねします。6年連続の過去最大予算となるのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、北川議員の御質問にお答えいたします。

新年度予算の編成方針につきましては、市長の訓示にあるように、本市においても物価高騰は市民生活及び市内経済に大きな影響を及ぼしており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会経済活動に打撃を与えています。新型コロナウイルス感染症の対策に取り組み、市民の生命、健康、生活を守り、経済活動を支える対策も引き続き必要となってきます。

また、市税収入は人口増加が縮小していますが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻る見込みであります。ただし、ウクライナ情勢の影響、原油価格や物価の高騰などにより、燃料費、光熱水費などの経常経費の高騰が予想され、先の見えない予断を許さない状況であります。

また、社会保障関係経費や公共施設、インフラにおける老朽化対策などの費用負担は年々増加しております。瑞穂市は来年度、市制施行20周年を迎えますが、さらにこれからの10年先を見据えて第2次総合計画に掲げる施策と事業を着実に進めるとともに、併せてアフターコロナを見据えた新型コロナウイルス感染症対策を講じながら新年度に臨みたいと考えます。

市民ニーズを的確に捉え、昨今の原油価格、物価高騰といった社会情勢の変化に対して対応した事業の必要性、優先順位を強く意識し、限られた予算の中で実施すべき事業を精査することとなります。

次に、歳入の見込みにつきましては、例年総務省の地方財政計画により算定をしておりますが、現時点ではまだ示されておりません。8月31日付の総務省の令和5年度地方財政収支の仮試算（概算要求ベース）では、地方税は全体で2.7%の増額と試算されており、瑞穂市におきましても市税は増加に転じるものと見込んでおります。地方交付税につきましても、総額で0.8%の増額と試算されており、現時点では瑞穂市におきましても同様に増額を見込んでおります。

ふるさと納税につきましても、コロナ禍における巣籠もり需要の拡大が影響し、令和3年度のふるさと納税の全国の寄附総額が初めて8,000億円を突破するなど右肩上がり増加しており、瑞穂市におきましても同様に年々増加している状況からしますと、来年度も引き続き増加することが見込まれます。令和4年8月末現在でございますが、昨年8月末時点の1.6倍ほどのふるさと納税をいただいておりますという状況がありますので、申し添えさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

予算編成で歳入部門は、今のお話で全ての面で上昇傾向にあるもので安心してはいますけれども、来年度の予算編成の中で、アフターコロナ、物価高騰対策、人口減少対策などについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） では、北川議員の御質問にお答えいたします。

アフターコロナにつきましては、ウイズコロナも視野に消費行動が再開、拡大しつつある状況を見据え、地域経済の振興に対して支援策を講じる必要があると考えます。物価高騰対策といたしましては、ウクライナ情勢や円安の影響による原油価格や物価高騰が市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしており、しばらくはこの厳しい状況が続くものと見込まれることから、今年度に引き続き対策を講じる必要があると考えております。

また、市役所におきましても、燃料費や光熱水費などの経常経費に影響が及ぼしております。新年度におきましても、適切な見込みが必要となると考えております。

人口減少対策につきましては、予算編成方針には具体的には触れておりませんが、瑞穂市にもいずれ確実に訪れる人口減少と少子高齢化の進行、それに伴うライフスタイルの多様化といった社会環境の変化に合わせて行政需要も多様化、高度化していくことが予想されますので、これからの10年先を見据えた長期的な展望が必要であると考えており、現在、特に少子化対策、先ほどの健康福祉部長の答弁にもありましたが、少子化対策につきましても、関係部局で政策調整会議を開催して今後どのように進めていくのかを調査研究をしている状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 総務部の予算編成方針を読みますと、骨格予算として当初予算を編成するが、改選後の肉づけ予算の編成を速やかに行う必要があるとなっておりますが、改選のたびに毎回骨格予算としてきたのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 平成15年の合併以降ですが、首長の改選期でありました平成19年度、23年度、27年度の当初予算におきましては、骨格予算として編成してまいりましたが、直近の平成31年度におきましては骨格予算とはせず、通常予算として編成をいたしました。これはそれぞれの首長の方針によるものでしたが、必ずしも骨格予算を編成しなければならないというものではございません。ですが、政策的な経費や新規の事業費は判断がしづらいといった理由で、当初予算への計上を避けて骨格予算とすることが一般的であるとの認識を持っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

今総務部長が言われましたように、骨格予算になると政策や事業が順調に進められるのか課題があると思いますが、市長の骨格予算編成にすることへの考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 骨格予算とは、原則として政策的な経費については計上を留保しようとするものでございますが、総務部長通知にもありましたように、既に継続費や債務負担行為を設定している事業費や継続的な事業に要する経費、必要最低限の維持補修に係る経費、計画的に実施している補助事業費などにつきましては、年度当初からの執行が必要なものもございますので、事業が滞ることのないように当初予算に計上することとしております。また、経済対策などにおいて緊急な対応を必要とするような経費につきましても、同様に計上することとしております。

このような方針に基づきまして、新年度の当初予算につきましては骨格予算とすることといたしました。改選後の補正予算にて政策的経費や新規事業費などの肉づけ予算を計上しても、それぞれの事業ヒアリングにつきましては、令和4年度に完了を予定しております。担当部署はその腹積もりで意識を持ちながら準備を行えば、十分間に合うものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

改選時に本予算を組むことは抵抗があると思いますが、過去、先ほど石田部長の話ですが、平成31年には本予算を組んでいるというお話がありましたんですけど、そこらも含めて市長の考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 骨格予算に関しての私の考えや見解という御質問ですが、先ほど総務部長のほうからお答えをしておりますが、瑞穂市になってからは前回の市長選時、平成31年を除き全て骨格予算で編成してきたというような、そんな経緯もあります。それぞれ時々の判断ということですが、瑞穂市の市長選挙は統一地方選の後半である4月に選挙があります。私の考えは、例えばこの市長選挙が10月以降にあるならば、骨格予算で組むとか、そんな議論も全くないと思います。4月に市長選挙がある以上、やはりここは骨格予算で組んでいくのが私は自分の考えの下に進めていきたいということで判断をさせていただきましたので、よろしく願いを申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いずれにしても、市民目線に立ち、住民福祉サービス等に重きを置いた予算編成をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 4番 北川静男君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時21分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回の私の質問内容は、大きく4項目になります。特に今回の質問の中には、市民の皆様から寄せられた質問、意見が多くあります。質問の中には、市役所の窓口で聞けば済むよというような質問もあるかもしれません。しかし、私たち市民の皆様を選ばれた市会議員の使命の一つに、市民の皆様から寄せられた質問を瑞穂市の執行機関や議会に届けるパイプ役になることがあると思います。そして、一人でも多くの市民の皆様へ情報を発信していかなければならないと考えております。そのため、この議会の一般質問の場を利用して質問させていただき、市民の皆様へ情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、来年度の予算、9月以降本格化していくと思います。私の質問の中にも、来年度の中での予算に反映していただけるとありがたい項目も多々あります。御配慮の上、よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移り順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目の質問に入りたいと思います。

県道92号線の進捗状況についてになります。

私は一昨年の9月議会、そして昨年の9月の定例議会の一般質問の中で、県道92号線主要地方道岐阜・巣南・大野線の進捗状況と今後の予定についてお尋ねいたしました。この中で、令和に入り買収できていなかった土地3筆のうち1筆は、令和2年9月15日に所有権が終わり、岐阜県名義の土地になったと報告を受けました。そして、引き続き2筆で、案件としては1件になりますが、県と密に協力し合い、交渉を前向きに進めていると回答をいただいております。

その後、今年に入り、この土地については用地買収の話が前に大きく進みつつあると報告を受けましたが、まずはこの進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 県道の岐阜・巣南・大野線の用地買収の進捗状況について御質問いただきました。

現在、法務局にて手続中であると県のほうから聞いております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 登記の手続の最中という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） はい、そのとおりでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 用地買収が前向きに進み、登記に移っているということで、大変ありがたいことだと思っております。

今後の課題として、今後設計・施工がいつどのような形で進んでいくのかになります。特にこの2筆に関しては橋台に関わる用地になり、用地買収が終わらなければ、橋の設計そのものができない状況にあると回答もいただいておりますが、用地買収にめどが立ち、設計が具体化されていくと思います。その内容についてお尋ねしていきたいと思います。

地質調査に始まり、基本設計、予備設計、詳細設計と進んでいくと思いますが、そもそもこの県道92号線が計画され、犀川に橋が架かると決まった時点での道路規格、道路幅員、また歩道の幅等については示されていたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 県道92号線バイパス工事は、平成6年度に着手され、平成9年度に道路詳細設計、平成11年には犀川渡河橋梁の詳細設計がなされております。この時点では、道路規格は第3種第3級と呼ばれるものでございまして、橋梁にアプローチする部分におきまして

は車道1車線の幅員が3メートル、それが2車線分、上り下り1車線ずつの3メートルのもの、それと道路の端にラインがあるんですけど、ラインから外側へ1.5メートルの路肩、それとそ
の外側へ3.5メートルで両側に歩道がつきます。全幅16メートルの計画でございます。橋梁部
分におきましては、車道3メートルはアプローチ部と変わりません。路肩部は50センチになり
ます。1.5メートルから橋梁部は50センチに縮まります。それが両側でございます。それと、
歩道部としては、両側に3メートルの歩道がつく計画でございました。全幅として13メー
ターの計画ということで当初スタートしております。

この計画でもって、平成13年度に地元説明会が開催されました。ただ残念なことに、この時
点で反対があったことから、事業が中断されました。その後、平成23年度に事業が再開され、
24年度には森地区、平成25年度には重里地区の事業説明会が再度開催されております。

平成26年度から一般県道田之上・屋井線の関連工事に着手しておりまして、以降森地区側の
用地買収と本線工事が進められてまいりました。この間に道路の計画の見直しもされ、現在、
橋梁アプローチ部分は路肩1.5から、橋の部分と同じ0.5に縮小されております。全幅として14
メートルの計画に変わっておるといふような説明で聞いております。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 今の説明と重なるかも分かりませんが、改めて具体的に、この橋の設計
はどのように進んでいくのかお尋ねしたいと思います。

基本設計ではどこまで具体化され、予備設計、詳細設計と進んでいくのか。また、そこには
新たに県の設計基準などが存在するのか。重なるか分かりませんが、改めて御回答をよろしく
お願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 橋梁の計画については、先ほども申したとおり、平成11年度に詳細設
計がされてから現在に至る間に、道路橋示方書をはじめとした国の技術基準やこれに倣った岐
阜県橋梁設計要領、これは岐阜県の設計要領になりますが、何度も改訂されているほか、橋梁
が渡河する犀川の河川整備計画も平成14年に見直しがされているため、当時の設計が現在の諸
基準を満たさなくなっております。これは過去に大きな震災がございまして、橋梁の設計
に対する考え方が大きく変わったことに起因するものでございます。

そのため、当時の設計基準を満たさなくなっておりますので、再度橋梁の予備設計、地質調
査等により橋梁の形式、形です、材料とか形のところから再検討を行って、橋梁の詳細設計に
進んでまいると聞いております。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） いろいろ設計基準が変わってきたということなんですけれども、今後新たに道路幅員を広くするために新たな土地を購入しないといけないという、そのような不慮のことが出てくるのかということ、質問にないんですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 道路とか橋梁の設計におきましては、先ほどから申し上げているとおり、予備設計というものがございまして、大まかな形を決めたりとか、線形を決めたりとか、その後に詳細設計に入っております。

基本的に用地の買収と申しますのは、予備設計相当で用地の買収に着手していくということが大きくございます。これは道路に限らず河川事業もそうですが、結局予備設計の段階で用地を取得できたら、その中でいかにコストを抑えて構造物を造り上げるかという詳細設計に入っておりますので、今度の設計に関わって追加買収というものは発生しないものというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 一番時間のかかる用地買収がないだろうということで、今後スピードアップで工事が進んでいくものだと思います。安心しております。

この質問の最後になりますが、市民の皆様がバイパスの完成予想を目にする機会が出てくるのでしょうか。例えば、地元の方を中心になるとは思いますが、工事説明会などの御予定などもあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 先ほども答弁させていただきましたが、この工区につきましては、平成24年、25年度に地元説明会を開催させてもらいまして、地元の皆さんの協力の下、工事が進められているということから、改めて工事説明会を開催することは考えていないというふうには聞いております。

ただし、時間がたっておりまして、今後地元の方からぜひとも再度工事の説明会というような要請がございましたら、その旨、市のほうから県のほうへ要請してまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 待望の橋でございます。特に重里、それから田之上地区両地区が中心になるとは思いますが、やはり皆さん、待ちに待った橋が完成することなのでその辺のところを酌んでいただきまして、必要ならば開催のほうをよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

2つ目の質問に入りたいと思います。

名和昆虫博物館の体験講座についてになります。

この夏休み、8月5日、瑞穂市内の小学校4年生から6年生を対象にした名和昆虫博物館体験講座が開催されました。この講座は、令和2年12月の議会の一般質問の中で、名和昆虫博物館の創設者、初代館長である名和靖氏が瑞穂市の重里が出身地であり、市内の子供たちにそのことを知っていただくとともに、市民として誇りとしていただきたい、そのための企画をお願いいたしました。その答弁の中で、バスを貸し切り博物館の見学と標本づくりといった自主講座などを検討していきたいと回答をいただき、今回の体験講座の開催に至ったわけでございます。開催していただいたことに、地元というか、重里並びに名和家を代表いたしまして、改めてお礼を言いたいと思います。

この問題について質問させていただきます。

午前・午後の2コースということでしたが、実際どの程度の子供たち、参加希望があったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 若原議員の質問にお答えいたします。

まず、募集に関しまして、「広報みずほ」7月号とホームページ及び市内小学校の4年生から6年生にチラシの配付で行いました。当初は、募集人員30名が一度に体験することを考えておりましたが、コロナ禍における3密を回避するため、午前と午後の2回に分けて体験することに変更し、それぞれ15名ずつ募集を行いました。

応募者は、合計で37名となりましたので、残念ながら7名の方をお断りすることになり、応募の状況から、午前20名、午後10名の合計30名とさせていただきますが、当日体調不良で3名の方が欠席となりましたので、27名の方に体験してもらいました。その内訳は、4年生が13名、5年生が11名、6年生が3名で、男子18名、女子9名でした。

以上で答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） ありがとうございます。

今回の体験講座は、博物館の見学と標本づくりが主な内容だったとお聞きしております。その内容についてもう少し御説明をいただきたいということと、またその中で子供たちの様子、お伺いできるとありがたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今回の体験講座は、博物館の見学が1時間、館長の講話が30分、標本づくりが1時間30分という内容で実施をしました。ただし、標本づくりは時間内

で完成させるのではなく、あえて持ち帰って自宅で完成させるという工程で行われました。

次に、子供たちの様子ですけれども、子供たちは博物館で実施されていた懸賞つきのクイズラリーに挑戦し、回答を見つけようとギフチョウやカブトムシなど、様々な昆虫が所狭しと展示されている館内を隅々までじっくりと見学する姿がありました。また、標本づくりでは、館長の説明にしっかりと耳を傾け、館長に手ほどきを受けながら、慣れない手つきで慎重に針を刺し、自分だけの標本づくりを頑張っていました。

そして、実施後に行ったアンケートでは、見学、標本づくりとも全員がよかったと答えてくれ、その時間配分もちょうどよかったとの回答をいただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 子供たちが大変喜んでくれたという企画で、大変ありがたく思っております。

この講座につきまして、新聞や地域のテレビでも取り上げられ、非常に関心が高かったのかなあと思っておりますが、来年度の予定について最後にお尋ねしたいと思います。

この講座を来年度以降も継続していただけるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほどお答えさせていただいたアンケートで、参加した児童の保護者の方の意見としまして、標本づくりという貴重な体験への感謝と引き続き実施してほしいという要望をいただきましたので、来年度も実施してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） そういった意見があったということで、引き続いて来年度以降というか、末永く開催のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、大きく3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目の質問は、サンコーパレットパークについてになります。

4月3日にオープンしたサンコーパレットパークは、春休みの時期やゴールデンウィークの時期と重なり、多くの家族連れでにぎわいを創出しました。また、キッチンカーによるキッチンカーマルシェも、多くのキッチンカーが出店し、その前には長蛇の列ができ、大きな成功を収めたものだと考えております。

しかし、7月に梅雨が明け猛暑の季節になると、様々な問題点も浮かび上がってまいりました。その一つが、熱中症対策となる自動販売機が当初設置されていなかったことになります。

しかし、この問題に関しては、いち早く災害対策時の無料提供といった対応を含め協定が結ばれ、素早い対応をしていただいたということで感謝しております。

最初の質問といたしまして、この自動販売機の災害時の無料提供についてお尋ねいたします。

この無料提供がなされる災害とは、どのようなレベルの災害を想定してみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） サンコーパレットパークでございますが、こちらへの自動販売機の設置につきましては、広場のコンセプトがございますが、「いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした公園」ということがあります。これを進めるに当たり、多くの方に気持ちよく御利用いただけることを第一に考えまして、7月に設置いたしましたところです。

この自動販売機は、施設利用者の熱中症対策に寄与するだけではなくて、災害発生時に避難された方に対して自動販売機内の商品が無償で提供できるようにすることを目的としております。こちらには2社参加、防災協定を締結した上で設置したものでございます。

御質問の無料提供がなされる災害とはどのようなレベルの災害かということでございますが、基本的には、災害が起きましたら市に災害対策本部が設置されます。こちらがまずは第一の条件となります。大雨、そうしてから洪水・暴風警報の発令や震度5強以上の地震が発生した場合などに広場に避難者、サンコーパレットパークのほうに避難者がいるというような場合は、自動販売機内の商品が無条件で使用すると判断した場合にできるものでございます。本部のほうの判断が要るということとなります。

また、自然災害ばかりではなくて、例えば公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、大規模な多くの方をその広場の中に滞留せざるを得ないような場合ということが考えられるかもしれません。そういう場合、その場合も自動販売機内の商品が使用できることとして考えているところです。災害といっても天災災害ではなく、その広場のほうに、サンコーパレットパークのほうでその他の災害でも集まった場合、必要ならば開けるといふ形を考えておるといふところです。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） そうした災害が発生した場合に、無料提供への具体的に自動販売機の切替え等、そうした手順について一つお尋ねしたいと思います。

また、ジュース等の補充体制は、災害時の混乱した中でも十分に確実に行うことができるのかお尋ねしたいと思います。

この問題は、先ほど直前の北川議員と重なる部分もあるかとは思いますが、重ならない部分での御回答をお願いできるとありがたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 無料提供への切替えの手順につきましては、災害時用の自動販売機には開放の仕方が幾つかあります。機械によっていろいろとあるんですけれども、広場に設置しました、サンコーパレットパークのほうに置いたもの2社の自動販売機につきましては、管理上の考慮を考えまして、鍵を必要とするタイプといたしました。市民協働安全課及び生涯学習課で保管する鍵を職員が広場に向かい鍵を使用して自動販売機内の商品を避難者に提供することになる流れになります。

また、ジュース等の補充体制についての御心配もありました。一般の自動販売機と同様に、定期的に業者のほうは巡回して補充を行っていることになります。そういう体制になっております。災害時は、その時点での自動販売機内の商品が無償で避難者に提供できるものとなりますので、平常時から自動販売機内の商品が少量の場合や売り切れの状態にならないよう気をつけなければならないということで、業者のほうには働きかけをしたいと思います。

また、大規模災害ということになりましたらこれだけではなく、自販機の量がそれほどないので、先ほどお話しさせてもらった協定とか何かというもので飲料水を提供していける業者さん等もありますので、そちらのほうは現場のほうへ運ぶということで対応していきたいと考えております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） どちらにしろ、本当困ったときの神頼みになる自販機だと思いますので、その辺のところを引き続いて管理のほう、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次の問題といたしまして、以前から言っておりますが、日陰が足りないんじゃないか、強い日差しを遮るものが少ないんじゃないかといった課題についてになります。

オープンして半年足らずしかたっておらず、改善できる余地も当然なかったと思いますが、今後のお考えなどについて市の方向性をお尋ねしたいと思いますが、まず現況として、日陰が十分に足りているよというお考えなのか、足りないのかなあという、その辺の認識を確認させていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） サンコーパレットパークの日陰の場所が十分であるかどうかですが、利用者数と天候等によって決まるものではないかと考えます。

今年度、芝生広場オープン前は、簡易テント等を持参されても設置する場所がなく、日陰が足りないと感じられましたが、6月のオープン以降は、芝生広場に設置して日陰を確保される方も見受けられました。そして、夏場になりますと、熱中症予防もあって利用者は少なくなっており、ドームシェルターの日陰で足りているのではないかと感じております。

以上で答弁とさせていただきます。

[3 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 日陰が足りないからお客さんが来ないのか、暑いで来ないのかちょっと分かりませんが、その辺のところはまた様子を見ながら引き続いて御検討をよろしくお願ひしたいと思いますが、その中で私が1つ思うことは、やっぱり日陰をもしつくていただくのであれば、例えば無機質な建物より、樹木等を植栽していただいて陰をつくっていただくのがベストではないかなあというふうに思います。

やはり、建物の陰より樹木の陰のほうが吹く風も涼しさを感じるのではないかというふうに個人的には思っておりますが、こうした樹木の植栽について御計画があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 樹木につきましては、現在、シラカシ12本、タブノキ23本、ケヤキ4本の合計39本が植栽してあります。このうち、遊具広場には11本あり、これ以上となると広場の面積が狭くなりかねません。芝生広場には26本あり、芝生にとって日陰は成長の妨げになりますので、こちらもこれ以上はというところがあります。そして、隣接する浄水公園にも樹木がありますので、現在のところは現状維持でいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[3 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） スペース的な問題あるかもしれませんが、ただ市民の皆様より、樹木の寄附などというお話があるとお聞きしていましたが、市民の皆様からこうしたお話があった場合の対応というのはしていただけるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 市民の方より、日陰を確保するための樹木の寄附のお話はいただいております。しかしながら、先ほどお答えさせていただきましたが、現状維持でいきたいと考えています。

ただ、せっかくいただいた御厚意に対して、何とか報いる方法はないかは検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[3 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 市民からの温かい御支援でございますので、無駄にならないように、ど

こかで努力していただいております。

それと、今の樹木のほうが風が涼しいよといいながらこの質問は非常に自分で相矛盾するかなと思いますが、以前の議会の中で、ゲートボール場に全天候型の屋根を設置していただきたいというお願いをしていましたが、当初検討するという御回答だったのか今はっきり覚えておりませんが、改めてこの質問をさせていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 以前の質問では、雨降りでもゲートボールができる、それから雨天はもちろん日射病対策として、そして平日の高齢者を中心とした市民の憩いの場になるのではないかとということでこの御提案をいただいたかと思っております。

現在、ゲートボールの団体、利用者からはそのような御要望はいただいておりませんし、ゲートボール競技での使用頻度も決して高くありません。また、この夏場の利用状況からすると、コート際の屋根つきベンチで足りているのではないかと考えられます。

前回と同じ答弁になりますけれども、今後の利用状況を見ながら、また財源確保を勘案しながら検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 引き続き同じ質問で申し訳ありませんでしたが、改めて前向きに検討していただけるとありがたいかなと思います。

このサンコーパレットパーク最後の質問になりますが、市民の皆様より、ウォーキングコースを設置していただいたことは非常にありがたいという意見を多く聞きました。しかし、夜間照明が少し暗いのかなという意見も同時にいただいております。

現在の照明の状況と、今後こうした市民の皆様の声に対応していただけるようなものがあるのかお尋ねしたいと思います。

あわせて、一般質問の通告の締切りの9月8日に、このゲートボール場にて大会が開催されました。その役員の皆様から、放送施設があると大会運営が楽になるので設置はできませんかという内容でありました。当然通告内容に含まれておりませんので、明確な回答は、もしくは回答なしでも構いませんが、もし何かあれば一言お願いしたいという程度で、前半の部分の回答のみでも構いません。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず、ウォーキングコースのことですけれども、現在、外灯は南駐車場に1基、施設内に9基設置されており、いずれもLEDの70ワットの照明となっております。ウォーキングコースは脱色アスファルト舗装で、夜間でも分かりやすくなっていると認識しておりましたが、今回このような御意見をいただきましたので、周辺住民や農地

への影響、防犯等の観点を踏まえながら検討していきたいと思います。

それから、先ほどのゲートボールの件ですけれども、一応放送設備につきましては、団体の方から御要望はいただいております。ただ、団体のほうの方も御理解いただきまして、財政事情等も御理解いただきまして、どうしても早急にというわけじゃなくて、順次検討していただけたらということではいただいておりますので、前向きというか、今後検討してまいりたいと思っています。

今回、いろいろ私のほうに御質問いただきましたけれども、今回御質問いただきましたことは今年度策定いたします中山道まちづくり基本構想で、地方創生の拠点であるサンコーパレットパークがどうあるべきかということが示されることによっても変わってくるかと思われまので、今後とも総合的に検討を重ねながら施設運営してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 放送設備のことも要望があるということで、また引き続いてお願いしたいと思っております。

それでは、4つ目の大きな質問に入りたいと思います。

公共事業の進捗状況についてになります。

本年度の予算の中で、中地区の事業が具体化され進みつつあります。この中で、2つの公共事業についてお尋ねしたいと思います。

1つ目が（仮称）美江寺橋の歩道橋事業でございます。

本年度の予算で1,520万2,000円が計上されており、詳細設計業務を施行することになっておりますが、現在の現地の様子や進捗状況などについてお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 6月に（仮称）美江寺歩道橋測量詳細設計業務の委託契約を締結しました。工期は3月上旬となっております。工程としましては、9月までに現地測量を終了し、10月には地質調査に入る予定となっております。そのデータをもちまして詳細設計及び河川許可申請を行ってまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 詳細設計業務ということになっているということですか。その内容などについて、現在どのように進みつつあるのかお尋ねしたいと思います。重なるかも分かりませんが、御回答よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 設計業務の工程としましては、先ほど説明したような内容になります。

詳細設計ということですので、橋の形状とか取付道路の位置などの、ちょっと取付道路につきましては次年度以降に入る部分もありますが、橋の部分の主な設計をするための基礎調査と橋の構造の設計というような内容になっておりますのでお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） その設計業務にも関わってくると思いますが、先ほどの県道92号線の橋のお話とも同じような質問になりますが、歩道の幅員等の計画は特に気になるんですが、どのように進みつつあるのかお尋ねしたいと思います。

特に確認したいのが、今言いました歩道の幅ですね。この道路に関しましては、特に中地区の方、西地区の方が多く行き交います。特に高齢者の方が多く行き交いし、田之上地区への商業施設への買物に利用されてみえます。

この中で、高齢者の方が利用されているシニアカーと申しますか、手押し車が擦れ違える程度の歩道幅が必要ではないかと考えますが、こうした高齢者や弱者の立場に立った設計、安全対策が十分に取られるものなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 歩道橋の計画は、橋長が30メートル、歩道の有効幅員が2メートルで、県道92号線の歩道に接続させる設計を進めていくもので、幅員の設定は接続先の歩道幅に合わせたものとなっております。

議員が言われます歩道幅員の弱者への安全対策ですが、道路の移動等円滑化整備ガイドラインによりますと、成人男性が歩行時に必要な幅が70から75センチ、歩行器を利用される方の幅が80センチとなっております、幅員の確保はされていると考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 引き続き、そうした立場の方の御意見も伺いながら進めていただきたいと思います。

では、最終的にこの橋の完成、いつ頃を予定してみえるのか、分かる範囲でお答え願えるとありがたいかなと思います。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今年度、詳細設計と河川許可申請を行いまして、令和5年度に歩道の用地買収のため丈量測量、令和6年度以降に歩道橋と取付道路整備工事を進めていきた

いと思います。

この整備は社会資本整備総合交付金事業として進めていきたいと考えております。ただ、用地の取得状況によりましては工事の開始時期の変更もあり得ますので、御理解をよろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 現在、ある人は地獄橋といいます。大変危険な橋ということで、何か起こる前に一日でも早く完成していただけるように引き続いて努力をお願いしたいと思っております。

次に、2つ目の中小学校の大規模改修工事についてお尋ねしたいと思います。

この工事は、令和4年度と5年度の2か年にわたる工事でございます。今年度は西の半分の外壁工事、防水工事並びに校舎内のLED化などが予定されていますが、この進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

また、その中で、9月より授業も再開しております。騒音、振動等により、子供たちの学習に影響が出ていないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 中小学校の大規模改修工事につきましては、今議員より御説明いただきましたとおり、今年度と来年度の2か年の夏休みの期間を主に利用して行うものとなっています。今年度につきましては、6月2日から10月31日までが工期となっております。

工事の進捗率ですが、8月末時点で約80%となっています。校舎内部の工事である内部塗装及び電灯LED化、放送機器等の設置は終了しております。また、校舎外部の工事である屋上防水、外壁の南面・東面の塗装・補修はほぼ終了し、空調関係も使用可能となっています。

現在は大きな騒音が出る工事は終わっており、外壁西面及び北面の塗装と補修を行っております。児童が在籍中での工事となりますので、安全確認を行いながら順次施工を進めております。

以上で答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 引き続き安全対策を行った上で、工事のほう最後までよろしくお願いしたいと思います。

最後に、今までの4つの質問とは異なりますが、郷土愛と公共事業について、最後に市長にお伺いしたいと思います。

市長は、瑞穂の子供たちが社会に大きく羽ばたく15歳までに、郷土を愛する心、瑞穂市を大切に思う心、瑞穂市を忘れない心を義務教育の中で育てていかなければならないと常日頃おっしゃっております。私も、郷土愛を育てることによって多くの子供たちが瑞穂市に残り、市の発展のために力を貸してくれるのではないかと考えております。そして、その結果が人口減少に歯止めをかけるきっかけにもなるのではないかと考えております。

今回の名和昆虫博物館体験講座もその一環として開催されたものだと考えておりますが、市長の思いをお尋ねしたいと思います。あわせて、私が先ほど質問いたしました公共事業について、進捗状況や内容についても思いがあれば御回答をお願いしたいと思います。

私の質問のまとめを市長にお願いするような形になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若原議員から郷土愛と公共事業についてという御質問で、瑞穂市に誇りを持ち、そして愛着、共感を持つということは、瑞穂市にこれから関わっていこうとする気持ちを醸成するという事で、自らがボランティア活動や自治会活動、住民同士のコミュニケーションも活性化され、そこで住みよさ、住み心地につながったり、人口減少への対策につながると思います。その中の一つが、今議案の議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてで、子供たちがまちづくりへの参画する機会だと思います。

その取組の一つとして、今年度から各小・中学校に私が出向いてランチミーティングというのを行い、子供たちと接して子供たちとの交流を深め、シビックプライドの醸成につなげる、そんな予定で進めておりましたが、現在のコロナ禍で給食は黙食となっており、今年度はランチなしで小学校2校、1中学校においてこれから進めていく計画をしております。

また、御質問の名和昆虫博物館の体験講座は、私もCCNのエリアトピックスで放送がなされ、子供たちが熱心に標本づくりをする姿、さらに教育長からも、子供たちや保護者からも好評であったということから、今年度は人数制限もあり行けなかった、参加できなかった子供もあるということから、引き続き進めていきたいということを思っています。

また、御質問の公共事業の進捗状況については、県道岐阜・巣南・大野線、重里地内において長らく迂回するルートとなっております。私はこれまでの4年間で進んでいなかった原因を調べ、そして処理できなかった相続の問題などを急いで県のほうにやっていただくように何度も要望をしまりました。市のほうにも、できる限りの協力は惜しまないような体制を取りながら、やっと、先ほど調整監からの答弁にもありましたように、来年度から橋梁の設計へと進み、整備が動き出すといった、そんな状況となっております。

また、美江寺歩道橋についても、都市整備部長からお答えをしておりますが、長年にわたる課題でありました。県が新しい岐阜・巣南・大野線に橋をかけて整備をするという、そんな状

況の中で県に幾ら要望しても、県のほうから許可が得られるわけではありません。市のほうで、市の予算で歩道橋をつけて整備するというを岐阜土木事務所のほうに提案してもなかなか許可が得られるものではありませんでしたが、熱意を持ち何度も要望した結果、その交渉が実り、同意が取り付けられて、これから整備をすることになりました。

この歩道橋の整備には、実は杉原議員にアテンドをしていただいたこともお礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[3番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 県道92号線及びまた美江寺橋につきましては、今市長言われましたように、地元の議員、それから瑞穂市議員、多くの方々の努力の末の結果だと思っております。そのことを感謝して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 3番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時16分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） こんにちは。

議席番号11番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可を頂戴いたしましたものですから、通告に従いまして、2問、質問をさせていただきます。

1問目は予算編成に関する質問でございまして、査定時における新しい予算管理方式ということで、包括予算制度につきまして執行部のほうにお伺いをいたします。そうしまして、2点目は来年の10月より施行されますインボイス制度、要するに適格請求書の件につきまして、免税事業者、課税事業者、そうしましてもう一つ、簡易課税方式、この3点につきまして、おのおの立場から質問をさせていただきます。

これより、質問席に戻りまして質問をさせていただきますから、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、包括予算制度につきまして質問をさせていただくわけですが、午後最初に北川静男議員からも予算編成の件につきまして質問をされておられますから、私の質問と重複することがございますけど、総務部長、あしからずよろしくお願いをいたします。

では、包括予算制度の導入につきまして質問をさせていただきます。

来年の4月に市長の改選期を迎えることになっております。そこで、最初の質問でございますが、令和5年度当初予算の考え方は、裁量的に減額できない人件費、扶助費、公債費など義務的経費及び維持管理費の支出等の骨格予算で臨み、その後6月の定例会において政策的経費、これは市長の8月31日の予算編成方針では肉づけ予算というふうに言っておられますが、それを含めた補正予算を組みまして令和5年度の当初予算の成立の運びになるという理解でよろしいでございますか。あわせて、その肉づけ予算といいますのは、当初予算比に大体何%くらいの予算を考えておられるか。もし分かりましたら、ここでお示しを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度の当初予算の考え方につきましては、杉原議員の言われるとおり、基本方針として、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費、需用費などの行政的経費を計上することになります。政策的経費につきましては、市長選挙後に補正予算として肉づけ予算の編成を行う予定でございます。

肉づけ予算の当初予算比につきましては、今後10月以降にですが、事業ヒアリングを行う予定でございます。事業の内容を精査して仕分をしていき、当初予算比が出るということから、現時点での割合をお示しすることができませんので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私もネットのほうで調べさせていただきましたら、大体、これはもうアバウトですからね、それぞれの地方自治体の特性とかいろいろなものがございますから、大体5%から10%以内ということになっておるようでございます。そのパーセンテージにつきまして、私はとやかく言うことはありません。そういうことになっておるということでございます。

では次に、現状認識の下に、予算編成につきましてお伺いをいたします。

近年、地方自治体の財政を取り巻く環境は、コロナ関連事業を除くと、国の歳出抑制に伴う地方への財源配分や少子高齢化など、大きく変化する社会環境の下、自主財源の伸び悩みが見込まれ、歳入に対し厳しい状況下に置かれていることはまずもって認識すべきことであると思っております。このような状況の中、限られた財源をいかに有効的、効率的に配分するかということが、予算編成に求められる最も重要な要素であるとは私は考えております。

ここで一度、私は事業等の有効性、優先度、効率性を重視した予算配分ができるような予算編成の方針の考え方、また将来展望を見据えた柔軟的な発想を加味した予算管理手法を提案さ

せていただきます。

通常、一般的に導入されております予算編成の一つといたしまして、歳出費目を1件ずつ査定を行う積み上げ方式と、2つ目には、本市の場合それで導入しておるわけですが、一定の予算額を枠配分する方式で、その中で財政部門が査定する方法が取られており、どちらかの手法で運用がされておるのが現状であると言われております。

そこで質問でございますが、本市の令和5年度の基本的な予算編成方針は、昨年来の一般財源での枠配分導入と従来の査定方式を踏襲するか、その方式を確認させていただきます。総務部長、よろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員おっしゃったとおりでして、令和5年度の基本的な予算編成方針は、一般財源での枠配分と従来の査定方式で行う予定でございます。

まず初めに、事業ヒアリングの中で事業費や特定財源を把握し、その結果、一般財源の枠配分を行います。その後、部局内で調整を行っていただき、予算査定を行っていく予定でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、総務部長のほうからお話ございました枠設定をして、その後、要するに各部門内の調整ということでございます。これが、要するに私が今回提案をさせていただいております包括予算制度の仕組みの一環でございます。

といいますのは、この制度は、枠配分予算を基本に予算の査定は現場の部長に任せ、その結果のフォローアップとして事務事業評価の徹底を図るとともに、インセンティブを与えるというものでございます。例えば効率的な事業評価を受けて、ここの部署が非常に効率的な予算運営をしたということであれば、その翌期の予算編成時に多少なりとの予算額に配慮をするというインセンティブを設けたらどうかということでございます。この制度を導入することによりまして、各部門が自立的に機能し、自己責任の明確化とともに、行政運営に一層の創意工夫、充実が図られ、市民により近い場で徹底した現場主義、高度化、複雑化する市民ニーズの的確かつ迅速な対応が可能となる制度であると言われております。

これも4年前に私一度質問をさせていただきまして、努力をしますというお話をいただいて、それはそれでいいんですけど、再度4年後に今回この9月の時期においてこの包括予算制度を提案させていただきました要するに背景といたしまして、先般の総括質問で我々の決算認定の場合でもいろいろ出てきておりました不用額の縮減の一方策になるのではないかなあということ进行、今回の場に質問をさせていただいたわけでございます。

ちなみに、不用額の推移を見ますと、令和元年度は一般会計で5億4,200万、特別会計で

7,600万、全会計で6億1,800万。令和2年度は一般会計で6億3,500万、特別会計で2億2,500万、全会計で8億6,000万。令和3年度は一般会計で8億2,000万、特別会計で1億5,800万、全会計で9億7,800万ということで、年々この金額が増えていっておるようなわけでございます。

しかし、私は不用額発生というものを全否定しておるわけではございません。予算額と実際の支出額との差額を表すわけでございますが、これは経費等の削減により翌年度に使えるお金の必要額、要するにファンド、原資であるということも私は承知をしております。過去よく言われておりましたが、予算を使い切らないと翌年度の予算額が減らされるなどの悪い習慣から予算を残さず無理に使い切る使い切り予算の言葉を耳にしたことがあります。

というような背景で、私は包括予算制度といいますのを提案をさせていただいておりますのは、今日もほかの議員さんも言っておられますけど、現場におりますと市民の考え、市民の動き、そういうものが本当によく分かって、だからどこにどういう予算をつけたいかというものは、やっぱり現場サイドしか私はできないと思うんですよね。ですから、財務は財務でそれなりの使命感があってやっていただくのは、それは要するに全地方自治体のグロスの管理という面からいったらそういう管理というものは必要ですけど、予算の執行というものはやはり現場サイドに任せられたらどうかなあということで。

私も昨日ネットで見えておりましたら、県単位でいいますと、静岡県がやっておられます。それからあと東京の足立区、それからあと神奈川県は鎌倉とか、岐阜県では海津市もやっておられます。それから愛知県の豊明市、そうしまして埼玉県の和光市、大阪府の八尾市、広島県の庄原市、大阪の枚方市、長野県の塩尻市もということで、包括予算制度といいますのはパーフェクトな制度ではないんですけど、今日の地方行政を取り巻く環境からして、予算の効率的運用と、それから効果的、そういう面から考えますと、私は現場サイドでやはり職員の要するにレベルアップとか、モチベーションを上げるとか、そういう意味からして、ぜひともこういう方式を、来年度は無理にいたしましても、検討の材料に入れていただきまして、なるべく早急にこの制度を導入していただきたいというふうにご検討お願するようなわけでございます。

今申し上げましたんですけど、そのようなことで、今各自治体も現状の予算制度につきましてはパーフェクトに満足できる予算制度ではないということで、暗中模索にですが、いろんな手法も考えておられるようなこともネットのほうで記事として私は目にしております。ですから、そういう意味からいきましても、現状の要するにいろんな諸問題を解決するという観点から、やはりベストな予算管理ではございませんけど、今より一歩でも前進すれば私はベターな予算管理の手法だということでやっていただきたいということで、導入といたしまして、これを全庁一斉に私はやる必要はないと思います。やはり実験的にですが、パイロット的な感じで、要するに一部門、入りやすい部門からやはりやっておくと。それも全品目やるのでは

なくて、先ほど言いましたように、義務的な経費と申しますのは、これらはやりましても全くナンセンスな問題でございますから、やはり政策的経費、継続的経費、あとは投資的経費ですね、そこら辺をよく現場の方と財政部門とが事前にネゴシエーションをしていただきまして、ここからやろうではないかということでぜひともやっていただきたいというふうに考えておるようなわけでございますが、総務部長、お考えはいかがですか。ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの杉原議員の御提案でございますが、私どもの令和5年度の予算編成についてですが、骨格予算及び肉づけ予算を合わせた事業ヒアリングを行い、一般財源での枠配分を行います。従来と同様に、人件費を除く経常経費と政策的経費を合わせて部単位での枠配分を行い、議員がおっしゃってみえます包括予算制度を模した予算編成を既に行っているのではないかと申すように私どもは考えております。

事業ヒアリングを行った上、その積み上げで枠予算を決定してまいります。部単位での枠予算を財政部局が各部長にお示しをさせていただいております。よって、その枠予算範囲内であれば、各部長のマネジメントの下、柔軟に市民のニーズに応えるための事業の選定や部内各課の予算の割当てを行うことができます。

また、補助金などの特定財源が見込まれた場合には、その金額を上積みした枠配分となるようにしており、工夫や努力が自らの事業費として実を結ぶこととなります。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） それはそれで結構でございますけど、やはり自治体と申しますのは、住民の方から付託を受けて事業をやっておるわけなんです。私は先を見ておりまして、この事業ヒアリング、これも大変結構でございますけど、私はそういう事務事業評価を適切に行った後には事業仕分、要するに市民の皆様も参画をしていただいて、この事業というものは本当に今のこのタイミング的にやっていいものかどうかという、市民目線の点からもそこら辺を評価していただくような、そういう制度に私は持っていきべきではないかなというふうに考えておるようなわけでございます。

そういう意味からおきまして、庁内の職員の方だけのお互いに、こんな表現をしたら大変失礼なんですけど、鉛筆なめなめのそういう評価じゃなくて、第三者でございます市民の目線から、この事業は本当にやるべき事業だったのか、こういう事業を本当にもっとスピード感を持って、優先順位を高くしてこういう事業をやってもらいたいんだけど、そういうことの市民の声を聞く場ということで、私は将来的には事業仕分のほうに進んでいっていいのではないかな

あとということで、今回の包括予算制度といいますのはその前提という、前段階ということで、そこから包括予算制度を定着をさせて事業仕分制度に持っていくと、より市民に御理解をいただいた予算の効率的、効果的運用ができるのではないかなあというふうに考えておるようなわけで、今回の包括予算制度はそういう意味から質問をさせていただきました。

最後になるわけですけど、要するに入るを量りて出ざるを制すやないですけど、ではその財源というものはどういうものがあるかということで、一般財源とそれから特定財源ということで五、六種目の来年度の予測ということを御提出をお願いしておりますけど、私も先般、執行部のほうから出ておりますこの中期計画ですかね、令和4年度から令和8年度の5か年計画、これも要するに項目別に出ておりますけど、これもチェックしていただきますと、なかなか5年先の予測ということは、もう現時点においては非常に難しいということで、ここで来年度の予測表ということで私も表を作ってきました、部長からいただいた数字を記入しようと思っておるわけなんですけど、なかなかまだそこまで、概算要求ということもまだ出ておらないような感じでございますから、ここであえてその数字を求めるということは酷かなあということで、部長もこの5年度の中期計画のシミュレーションの数字を、多分この二、三年は言われると思います。ですから、今日のように自主財源にしましても、それから依存財源にしましてもなかなか他動的な要因がございますから、ここであえて部長のところから責任を持ってこの数字を提示しろということは酷だなあということで、また後日、表を作っておりますから、その表にこそっと入れていただければそれで結構でございますから、そういうことで包括予算制度の質問はこれで終わりにさせていただきます、次のもう一つのほうの質問でございますインボイス制度のことにつきまして質問を入らせていただきます。

このインボイス制度の質問を考えましたのは、私、先月の末で、実は市民の方からインボイス制度が来年の10月から始まるんだけどどういう仕組みですかねえと言われまして、私も言葉では分かっておるんですけど全く雲をつかむようなお話でございましたもんですから、これはやはり我々議員としても、詳細な面にまでは理解を深める必要は、これは専門的な税理士さんとか公認会計士さんにお任せをするんだけど、やはり議員として基本的なこと、それから常識的な範囲内でこの内容というんですか、アウトラインくらいは理解をしておかなくてはならないということで、急遽質問を変えまして3日間くらいちょっと考えましたんですけど、なかなかネットを見ましても、専門家の難しく言葉を、専門用語を使ってみえますもんですからなかなか理解がしにくかったんですけど、そういう意味から棚橋部長に基本的、常識的な範囲内で、議員としてこのくらいのことはやはりしっかりマスターしておいていただきたいというようなことで結構でございますから、そうしまして私の理解でちょっとこれはまずいんじゃないの、これはもう少しこういうことも理解をしておいたほうかいんじゃないのということがございましたら、これを解説していただきまして御報告をしていただくということで質問に入らせて

いただきますから、よろしく願いをいたします。

では、インボイス制度とは消費税の仕入税額控除の一つで、課税者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる制度であると言われております。今回は、2019年10月1日から軽減税率が既に施行されておまして、消費税は原則10%、食料品や新聞の定期購読料については8%ということで、導入後の消費税の仕入税控除の金額を正しく計算するために導入される法改正であると言われております。私はこのインボイス制度は、国税庁が国民の全取引を把握するための制度であるというふうに考えております。したがって、今回の質問は、インボイス制度の常識的、基本的な内容についてお伺いをいたします。

2023年の10月から新たに導入されるインボイス制度の骨格であります免税事業者、課税事業者、簡易課税の問題点について質問をいたします。

では最初に、免税事業者の扱いについて質問をさせていただきます。以下3点についてお伺いをいたします。

免税事業者とは、納税が免除されている事業者をいう、これはもう当然のことでございます、言葉どおり。現在1年間の課税売上高が1,000万を超えない法人、または個人の事業主を対象に納税が免除されており、全ての事業者が該当者と認識してよいか、棚橋部長にお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 杉原議員の質問にお答えさせていただきます。

免税事業者とは、納税が免除されている全ての事業者が該当者と認識してよいかというお尋ねですが、議員のお見込みのとおり、全ての事業者が該当者として認識しています。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 次は、インボイス制度下において、2023年9月以前の免税事業者扱いを受けていた事業者は、引き続き同様な適用を受けることが可能な場合はどのような手続が必要か、お伺いをいたします。その場合に、手続先はどこへ、またいつまでに終えなければならないか。部長、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） インボイス制度において、免税事業者扱いを受けていた事業者は引き続き同様な適用を受けることが可能な場合は手続が必要かというお尋ねですが、既に売上げが1,000万以下の免税事業者の方は、手続を改めて行う必要はないと認識しています。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） いや、私は1,000万以下は益税ということで、今まではポケットに入れ、こんなことはちょっとまずい表現で、専門用語分かりませんもんで仕方ないんですけど、そういうことでありますから、私が最初言いましたように、全国民が国税庁が全取引を把握できるようなシステムだということで先ほど断言いたしましたから、そういうことではエビデンスがなくてそういう継続してやっていいのかどうかということ、私はちょっとそこが不安でございましたから今そういう意味から質問をさせていただきましたけど、部長のほうから、それはよろしいということでございますから、1,000万以下の方は、もし皆さんにそういう免税事業者の方からお問合せがありましたら、それはもう何もしなくてもよろしいですよということでお答えをいただければ結構だと思います。よろしく願いをいたします。

では、免税事業者がインボイス制度を導入した場合のメリットとデメリットをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 免税事業者がインボイス制度導入に伴うメリットにつきましては、取引相手から適格請求書（インボイス）が求められると発行することができ、経理業務をしつかり行うことで事業展開にもよい影響を与えることも考えられます。デメリットでは、今まで免税事業者として申告は免除されていましたが、消費税の申告をして納税することになります。

また、一方で、申告時において消費税額は経費となるため、利益から引くことができます。また、売上げより仕入れが多い場合には還付になる可能性もあり、メリットの部分もあります。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、部長のほうからお話ございましたもんで、私筆記しようと思いましたがちょっとあれですから、再度個別にまたお伺いして理解を深めたいと思いますから、よろしく願いをいたします。

では次に、課税事業者について質問をいたします。

消費税を納める課税事業者になるためにはどのような手続が、いつまでにどこへ手続を終えなければならないか。また、課税事業者への変更せねばならない事業者は、どのような立場の人を指すのかお示しを願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） まず課税事業者とは、2期前の売上が1,000万円を超えていると消費税を納入する義務が発生する法人及び個人事業主であるというお尋ねですが、議員の見込みのとおり、課税事業者は2期前の売上げが1,000万円を超える法人及び個人事業主が対象となります。

課税事業者の認定を受けようとする者は、2023年3月末日までに消費税課税事業者届出書の登録申請を所轄税務署に必ず届出義務があると言われていた場合、この手続を忘れていた場合どうなるかということですが、2023年10月1日からの適格請求書で発行事業者の登録ではありませんので、適格請求書（インボイス）は発行できないと考えています。

さらに、対応策につきましては、期限に間に合わなく、適格請求書発行事業者の登録希望者の場合は、4月以降も受付されます。制度の適用時期が繰り下がる場合もあると考えています。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 次の質問ということで考えておりましたら、さっき部長のほうからお答えをいただきましたものですから、この質問は割愛をさせていただきます。

次に、課税事業者のみに認められている売手が買手に対して正確な運用税率や消費税額などを伝える書類として、先ほどもお話ございましたが、適格請求書の発行が認められていますが、この書類はどのように活用されるものかお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 適格請求書がどのように活用されるものかというお尋ねですが、複数税率の制度の下において適正な課税を確保する観点で、自己記帳に基づく帳簿の記帳による帳簿方式として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存を要件とする適格請求書保存方式（インボイス制度）で仕入れから税額控除を行うことができる制度でございます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ちょっと私ここで思い出したんですけど、適格課税事業者の場合であればそれはいいんですけど、例えば免税事業者が対象になった場合はどういう対応になるんですかね。片方が要するに免税事業者の場合で、課税事業者の場合。ちらっと今感じたんですけど、これ質問事項に入っておりませんが、もしお答えできればお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 免税業者の方と課税業者の方との取引の場合は、課税業者の方がインボイスを必要としますので、免税業者ではちょっと同様の取扱いができないことがあるかと思えます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ちょっと私理解に苦しむんですけど、その場合には、そうしたら免税

事業者とは取引はもうできないということなんですか。ごめんなさい、事前に通告していません。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 取引ができないというわけではなく、消費税としての控除ができなくなるということで御理解ください。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。というのは、取引はできても消費税の控除ができないということなんですね。それはそれでいいわけなんですね。はい、分かりました。どうもありがとうございました。

では、最後になりますけど、簡易課税制度につきまして質問をさせていただきます。

簡易課税制度とは、課税売上高が5,000万以下の中小事業者の事務負担軽減を目的として、届出を行った事業者に対し簡易化された仕入控除税額の計算を認める制度であると理解していますが、この理解でよろしいでございますか。もし違えることがございましたら、お示しを願いたいと思っておりますけど。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 簡易課税制度についてのお尋ねですが、メリットとしましては、仕入れがみなし仕入率を使用しますので、事務の負担軽減を図ることができます。消費税の申告に関しまして、仕入れや経費の消費税額の実額の計算やインボイスの保存は不要です。

デメリットとしましては、届出と基準期間の課税売上げが5,000万以下であることが必要となります。また、仕入率以上に実際の仕入れが多くなると見込まれる場合は、仕入控除を増やすことができないことが考えられます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） また私、次の質問でこの場合には原則課税と、それから簡易課税の方式が2つありまして、そのメリットとデメリットをお示し願いたいということの質問を考えておりましたんですけど、私の質問の前に部長のほうから、この制度のメリット・デメリットということを今ここで簡潔に御紹介をいただきましたもので、この質問は割愛をさせていただきますけど、このみなし仕入率といいますのは、これは業態によりまして違いまして、ちなみに卸売業者は90%と、小売業者は80%、製造、建設、農林水産業者は70%と、それから飲食業が60%、サービス、金融業が50%、不動産業が40%とあるようなことになっておりますから、これは、ですから部長も先ほどちょっとお話ございましたんですけど、この原則課税でいくのか、みなし課税でいくのか、要するに私が最初に申し上げましたように、これは事務の合理化とい

うんですか、そういう点で非常にメリットがあるということで、そこは頭から断定せずに、これは一業種だけの取引であればそれはもう至って単純でございますけど、例えばこの中に、さっき言いました、卸もやり小売もやり、それからあともう一つくらいの3業種にわたってやるということもありました場合には、そういう単純にはいかないというふうに思いますから、そこら辺はよく御配慮をいただいて、どの適用をするかということも考えないと、これも継続性の原則がございまして、単年度でころころ要するに会計原則ではないんですけど、減価償却も定率法から定額法へころころ変えるようなことは、こんなことは認められておりません。

これと同じでございまして、これもたしか2年ですかね、部長。2年間のこれはフィックスされるという制度になっておりますから、そこら辺はよく御理解をさせていただいて、簡易制度の原則課税でいくのか簡易課税でいくのかということをよく事業者の方は御理解をさせていただいて、これは実際もう来年の10月から施行ということでございますから、今ネット社会でもこの記事が大変多く出ておまして、税理士とか公認会計士の先生が説明されておられますから、専門用語で書かれておると私なんかもう全然理解ができないというようなことで、そういう意味からしまして、部長、よく御理解がございまして、そういうことで私は早速今回の質問を、この9月議会が一番適時な要するに質問の機会ではないかということで変更させていただきました。

そのようなことでございますが、もうこれは最後になりますけど、これは要するに受け身で自治体が事業者の方から相談に来られるのもそれも一方法ですけど、こちらのほうからアプローチをして、こういう問題でお困りございませんかということと、それからもう一つは、瑞穂市には商工会という一つのサポートの団体がございますから、そこもよく連絡を取っていただきまして、やっぱり事業者の方が困らないように、適宜こちらから変更事項とか確認事項等がございましたらホームページなり、あとは刊行物等で事業者の方にお知らせするというのも、これは行政としての当然の努めだというふうに私は理解をしておりますから、そういう方向でひとつよろしく御協力をいただきますことをお願いをいたしまして、ちょっと時間はございますけど、質問をこれで終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。失礼いたします。

○議長（若井千尋君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で、本日に予定をしておりました一般質問は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後3時59分